令和５年度第４回熊谷市地域公共交通会議

議　案　書

令和５年１１月２８日

議　事

議案第１号　熊谷市地域公共交通会議設置要綱の改正について

議案第２号　ゆうゆうバスの運賃改定に係る小委員会（運賃改定協議会）の設置について

議案第３号　令和６年４月からのゆうゆうバスのダイヤ改正について

議案第４号　熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱の改正について

議案第５号　くまぴあ号大幡中学校北　ゆうゆうバスのバス停新設要望について

議案第６号　ほたる号、グライダーワゴンの試験運行結果と令和６年４月以降の運行について

議案第７号　ゆうゆうバス運行事業者選定プロポーザルの実施について

報告事項

報告第１号　ゆうゆうバスの運行に関する意見について

報告第２号　ＭａａＳ基本計画策定業務委託について

報告第３号　ゆうゆうバスのルート、時刻表等データのGoogleマップへの掲載について

報告第４号　ほたる号のバス停名称変更（「丹羽クリニック前」から「万吉ポンプ場前」へ）

報告第５号　さくら号、ムサシトミヨ号のバス停名称変更（「南運動場」を「伊勢町ふれあい公園」へ）

報告第６号　ほたる号のバス停（江南中学校東）の移設

報告第７号　ムサシトミヨ号のバス停（久下公民館）の移設

報告第８号　グライダーワゴンのバス停（別府沼公園）の移設

報告第９号　グライダー号、グライダーワゴンの運行路線変更（森谷周辺）

報告第１０号　さくら号、直実号（さくら号代替運行分）の運行路線変更（籠原駅周辺）

報告第１１号　来年度からのフィーダー補助金の申請・受入先について

議案第1号

熊谷市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1　提案理由

令和５年10月１日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①道路運送法第９条第５項に基づき、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、**②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議（独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催）し、③協議が調えば運賃を届け出ることとなりました**（道路運送法第９条第４項、第５項。以下条文概要再掲）。

道路運送法第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法第9条第5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2　熊谷市地域公共交通会議設置要綱の改正案

令和５年10月１日施行の改正道路運送法の施行により、熊谷市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）を別紙案のとおり改正することとするものです。

【改正概要】

・要綱第３条の交通会議の業務から運賃・料金等の協議に関する記載を削除
・同第10条の小委員会の規定に、「道路運送法第９条第４項に規定する運賃

等を協議するため」小委員会を置くことができることを明記。
・同第 10 条に道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するために小委員会を置いたときの「構成員」を明記。

３　経緯

令和５年８月 28 日に開催した第 38 回熊谷市地域公共交通会議において、議案第１号で「熊谷市ゆうゆうバスの運賃改定について」御協議いただき、以下の内容で承認いただきました。

第 38 回熊谷市地域公共交通会議　議案第１号　内容

【改定時期】令和６年２月１日（スマホバス回数券導入と同日）

【改定内容】

種別	改定前	改定後
１回	100 円	200 円
１日乗車券	300 円	500 円
紙の回数券	11 回/1,000 円	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	―	10 回/1,500 円

⑴ 小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。
⑵ 以下の方の運賃は引き続き無料。
・未就学児
・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人１人
・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）
⑶ すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は２枚で１回乗車可能とする。（小学生は１枚で１回）
⑷ スマホバス回数券は、令和６年２月１日から熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入可能となる。

これは以下の⑴道路運送法及び道路運送法施行規則（令和５年９月30 日まで）と、⑵熊谷市地域公共交通会議設置要綱に基づき適正に行われたものですが、⑶のとおり令和５年10 月１日から改正道路運送法が施行されました。

⑴ 道路運送法及び道路運送法施行規則（令和５年９月 30 日まで）

道路運送法第９条第４項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

道路運送法施行規則第９条の２概要

法第９条第４項の協議が調つたときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つたときとする。

⑵ 熊谷市地域公共交通会議設置要綱

熊谷市地域公共交通会議設置要綱第１条

熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施等、交通政策を推進するため設置する。

熊谷市地域公共交通会議設置要綱第３条

交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

⑴ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

⑶ 令和５年 10 月１日施行　道路運送法

令和５年９月 28 日関東運輸局から、令和５年９月 22 日付けで以下の一部改正省令が公布されたことの連絡がありました。

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則
・鉄道事業法施行規則
・道路運送法施行規則

改正の概要等については以下のとおり。

ア　概要

・**令和５年 10 月１日からの改正**で、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑

み、独占禁止法上のカルテル※にあたるとの疑義が生じないよう、**運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとなった**。

・また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることが規定された。

※カルテル・・・事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為（公正取引委員会 HP より）

イ　改正内容

（ア）令和５年９月 30 日以前

地域公共交通会議又は活性化協議会において協議

⇒協議が調えば運賃を届出

（イ）令和５年 10 月１日以降

①公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く

※パブリックコメント募集、市政広報誌、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

道路運送法第９条第５項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議

⇒協議が調えば運賃を届出

道路運送法第９条第４項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県

二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者

三　地方運輸局長

四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

4　本市の対応

ゆうゆうバスの運賃改定について、第 38 回熊谷市地域公共交通会議で承認いただいた後、各ゆうゆうバス運行事業者様と運賃改定の届出の手続を進めていたところ、関東運輸局から法改正の施行の案内があり、以下のとおり対応しました。

⑴ 関東運輸局への確認

法改正施行前に地域公共交通会議で協議済の運賃改定のため、令和５年 10 月１日に施行された改正道路運送法の規定は適用されないか確認

⇒令和５年 10 月１日以降の届出となるため、改正道路運送法の規定が適用される。

⑵ 住民、利用者その他利害関係者の意見反映のための必要な措置

改正道路運送法第９条第５項に基づき、ゆうゆうバスの運賃改定に加え、運行に関し広く意見募集することとし、以下のとおり対応しました。

ア　市ＨＰでの意見募集

令和５年 10 月 23 日から令和５年 11 月 21 日まで（３０日間）

※メルくまで意見募集を周知

イ　市報 11 月号での意見募集



「ゆうゆうバス」についてご意見をお寄せください

燃料費高騰などの影響を受け、令和6年2月1日からゆうゆうバスの運賃を改定します（右表）。また、現在ダイヤ改正も検討中です。ゆうゆうバスの運行について広くご意見を募集します。

募集期間　11月21日（火）まで（必着）

提出方法　住所、氏名、連絡先を明記の上、郵送、FAX、持参、Eメールのいずれかの方法で下記へ。

◆企画課
TEL 内線 528
FAX 048-525-9222
Eメール kikaku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

種別	改定前	改定後
1回	100円	200円
1日乗車券	300円	500円
紙の回数券	11回/1,000円	10回/2,000円
スマホバス回数券	－	10回/1,500円

・現行の運賃で無料の方は引き続き無料でご利用できます。
・小学生は小児運賃：1回100円でご利用できます。
・現行の紙の回数券（11枚綴り）は当面の間、2枚で1回乗車可能とします。（小学生は1枚で1回）
・スマホバス回数券は、「クマPAY」でのみ購入可能で、当面の間、10回/1,500円とします。

ウ　意見募集方法

・郵送
・FAX
・持参
・E メール
・電子申請（ホームページから）

エ　意見集計結果

３９名の方から計４５個の御意見をいただきました。

いただいた意見を分類すると以下のとおりとなります。

その他の意見は多岐に渡るため集計を省略します。

分類	概要	件数
運賃	やむを得ない	７件
	承諾できない	２件
	その他	６件
運行本数増（又は維持）		15 件
停留所設置		11 件
新たなモビリティの導入		５件
その他		省略

オ　運賃に係る意見について(運賃以外の意見の詳細は報告１で触れます。)

〇やむを得ない：７人

〇反対：２人

〇その他：６人

※その他内訳

・スマホバス回数券と紙の回数券を同額にしてほしい。

・学生・高齢者は 100 円、一般は 200 円。不足分は税金で補助すればよい。

・高齢者で一人暮らし又は非課税世帯は無料にしてほしい。80 歳以上は無料でよいと思う。

・運賃改定を考える前に停留所で待っていても満車の場合停車せずに通過するのを改善してほしい。

・利用者の利便性向上のために便数の増加、効率的運営のために出来る代替案を市民に示した上で、値上げ等の提案をしてほしい。

・運賃が 200 円になるのは辛い。

カ　運賃改定について

改正道路運送法第９条第４項に基づき、オの意見を踏まえ、各ゆうゆうバス運行事業者様と運賃改定について協議。

なお、各ゆうゆうバス運行事業者様とのヒアリングの際に意見の出た現行の紙の回数券の端数分の取扱いについても併せて協議（運賃を２００円に改定した場合、現行の紙の回数券の１枚と現金１００円の合わせての支払いでの乗車を可とするか)。

熊谷市地域公共交通会議設置要綱（改正案）

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃・料金等~~の協議に関すること。

（２）　交通計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長(総合政策部に属する事務を担任する副市長に限る)

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

（10）鉄道事業者

（11）その他交通会議が必要と認める者

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（１）会　長　１人
（２）副会長　１人
（３）監　事　２人
２　会長は、熊谷市副市長をもって充てる。
３　副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
４　会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。
（役員の職務）
第６条　会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
３　監事は、交通会議の会計を監査する。
（委員の任期）
第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は再任されることができる。
（会議）
第８条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
３　会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
４　会議の議決は、出席委員の３分の２以上で決する。
５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
６　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
７　前６項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務)
第９条　交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。
（小委員会）
第１０条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、また、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
ただし、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するために置いた小委員会については、以下のア～エに掲げる者を構成員とする。
ア　熊谷市
イ　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
ウ　関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
エ　熊谷市長が住民の意見を代表する者として指名する者

（事務局）

第１１条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１３条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１４条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（財産の移管）

第１５条　交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月２８日から施行する。

熊谷市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱案新旧対照表
熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱（令和５年１１月２８日施行）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（業務） 第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様の協議に関すること。 （小委員会） 第１０条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、また、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。 ２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 ただし、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するために置いた小委員会については、以下のア～エに掲げる者を構成員とする。 ア　熊谷市 イ　当該一般乗合旅客自動車運送事業者 ウ　関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者 エ　熊谷市長が住民の意見を代表する者として指名する者	（業務） 第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。 （小委員会） 第１０条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。 ２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

議案第2号

「ゆうゆうバス」の運賃改定に係る小委員会（運賃改定協議会）の設置について

1　提案理由

改正道路運送法が令和５年10月１日に施行され、運賃等について協議するときは、同法第９条第４項及び第５項に以下のとおり規定されました。同法第９条第５項の必要な措置は、議案第１号の「２　本市の対応」のとおり対応しました。

これを受け、同法第９条第４項に基づき、運賃改定について協議会で協議する必要があるため。

道路運送法第９条第４項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法第９条第５項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2　「ゆうゆうバス」の運賃改定に係る小委員会（運賃改定協議会）

委員案は以下のとおり。

道路運送法第９条第４項		委員案
一	市町村又は都道府県	熊谷市総合政策部長
二	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	各ゆうゆうバス運送事業者
三	地方運輸局長	関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

四	市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者	熊谷市地域公共交通会議副会長並びに熊谷地域、大里地域、妻沼地域及び江南地域のうち、該当する路線が運行する地域の代表。

3　開催日時

本日の熊谷市地域公共交通会議閉会後

4　開催方法

道路運送法第９条第４項の第一、三、四号の委員が待機する部屋に、同項第二号の者が１社ずつ入室し協議する。

入室の順番は㈱協同バス、国際十王交通㈱、北斗交通㈱を予定するが、熊谷市地域公共交通会議後に市と３社で協議し、変更可能とする。

5　協議結果の共有

後日、熊谷市地域公共交通会議委員向けに通知文を発送するとともに、市ホームページで案内

議案第3号

令和６年４月からのゆうゆうバスのダイヤ改正（案）について

１　背景

令和６年４月１日からの「バス運転者の改善基準告示」の改正により、バス運転士の拘束時間や休息時間が改正されることを受け、現在のゆうゆうバス運行事業者様から、現行ダイヤでの運行維持は運転士不足から不可能とのお声をいただきました。

これを踏まえ、令和６年４月１日からのゆうゆうバスのダイヤを改正することを議案とするものです。

２　改正案

令和６年４月１日からのそれぞれの路線の現状の運行ダイヤ改正案は別紙のとおり。

主な改正点は以下のとおり。

⑴　グライダーワゴン

運転士２名交代制から１名に変更。
籠原駅～妻沼行政センター、妻沼行政センター～籠原駅路線で各１便減。
妻沼循環路線で２便減。
※議案５の結果により、「八木田」を除く。

⑵　グライダー号

土日のみ運転士２名交代制から１名に変更し別ダイヤを設定。妻沼行政センター～熊谷駅路線で１便減。熊谷駅～妻沼行政センター路線で２便減。

⑶　さくら号

運転士２名交代制から１名に変更。
熊谷駅～籠原駅、籠原駅～熊谷駅で各１便減。
熊谷文化創造館への順路を変更し、保育ステーション前を経由。
始発を籠原駅発から熊谷駅発に変更し、時間調整。
熊谷駅～籠原駅の１便目のみ、渋滞対策のため運動公園を通過。

⑷ ムサシトミヨ号

熊谷駅～上之荘路線で１便減便。

土日のみ運転士２名交代制から１名に変更し別ダイヤを設定。
土日は更に熊谷駅～上之荘、熊谷駅～籠原駅、籠原駅～熊谷駅路線で各１便減。

⑸ くまぴあ号
（元々運転士１名）大きな変更無し。

⑹ 直実号
（元々運転士１名）１便減。

⑺ ほたる号
運転士２名交代制から１名に変更。
江南行政センター～熊谷駅、熊谷駅～江南行政センター、籠原駅～江南行政センター路線で各１便減。

⑻ ひまわり号
日曜日のみ長嶋記念館前～熊谷駅、熊谷駅～長嶋記念館前路線で各１便減。

運行時刻予定表

平日・休日1名体制　1　4　7　10　（昼）3　6　9

運行系統：グライダーワゴン 1（妻沼行政センター～別府荘～籠原駅北口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
53	妻沼行政センター	6:40	9:51	13:55	17:05
123	妻沼西中学校前	6:41	9:52	13:56	17:06
122	五十石	6:43	9:54	13:58	17:08
121	男沼小学校前	6:44	9:55	13:59	17:09
120	出来島入口	6:45	9:56	14:00	17:10
119	間々田	6:46	9:57	14:01	17:11
118	あじさい寺（能護寺）	6:47	9:58	14:02	17:12
117	永井太田	6:48	9:59	14:03	17:13
116	太田郵便局	6:49	10:00	14:04	17:14
115	前新田	6:50	10:01	14:05	17:15
114	市ノ坪	6:51	10:02	14:06	17:16
113	備前橋南	6:53	10:04	14:08	17:18
159	八木田	6:58	10:09	14:13	17:23
126	道ヶ谷戸	7:00	10:11	14:15	17:25
112	飯塚	7:01	10:12	14:16	17:26
127	市ノ坪南	7:02	10:13	14:17	17:27
111	下増田	7:03	10:14	14:18	17:28
110	別府荘	7:06	10:17	14:21	17:31
109	**別府沼公園**	7:08	10:19	14:23	17:33
108	JA別府支店	7:09	10:20	14:24	17:34
107	安楽寺入口	7:10	10:21	14:25	17:35
106	別府中学校南	7:11	10:22	14:26	17:36
105	別府第2公園	7:13	10:24	14:28	17:38
104	別府一丁目	7:15	10:26	14:30	17:40
45	籠原駅北口	7:20	10:31	14:35	17:45

2　5　8　11

運行系統：グライダーワゴン2（籠原駅北口～別府荘～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
45	籠原駅北口	7:38	10:49	14:53	18:02
104	別府一丁目	7:41	10:52	14:56	18:05
105	別府第2公園	7:43	10:54	14:58	18:07
106	別府中学校南	7:45	10:56	15:00	18:09
107	安楽寺入口	7:46	10:57	15:01	18:10
108	JA別府支店	7:46	10:57	15:01	18:10
109	**別府沼公園**	7:47	10:58	15:02	18:11
110	別府荘	7:49	11:00	15:04	18:13
111	下増田	7:53	11:04	15:08	18:17
127	市ノ坪南	7:54	11:05	15:09	18:18
112	飯塚	7:55	11:06	15:10	18:19
126	道ヶ谷戸	7:56	11:07	15:11	18:20
159	八木田	7:59	11:10	15:14	18:23
113	備前橋南	8:04	11:15	15:19	18:28
114	市ノ坪	8:06	11:17	15:21	18:30
115	前新田	8:07	11:18	15:22	18:31
116	太田郵便局	8:08	11:19	15:23	18:32
117	永井太田	8:09	11:20	15:24	18:33
118	あじさい寺（能護寺）	8:10	11:21	15:25	18:34
119	間々田	8:11	11:22	15:26	18:35
120	出来島入口	8:12	11:23	15:27	18:36
121	男沼小学校前	8:13	11:24	15:28	18:37
122	五十石	8:14	11:25	15:29	18:38
123	妻沼西中学校前	8:16	11:27	15:31	18:40
53	妻沼行政センター	8:21	11:32	15:36	18:45

運行系統：グライダーワゴン3
（妻沼行政センター～荻野吟子記念館前～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便
53	妻沼行政センター	8:40	12:44	15:54
54	登戸	8:41	12:45	15:55
55	聖天山南入口	8:41	12:45	15:55
56	妻沼聖天前	8:43	12:47	15:57
57	妻沼中央公民館入口	8:46	12:50	16:00
58	妻沼東中学校前	8:47	12:51	16:01
59	善ヶ島西部	8:48	12:52	16:02
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	8:49	12:53	16:03
61	弁財	8:50	12:54	16:04
62	大野	8:51	12:55	16:05
124	グライダー妻沼訓練所入口	8:52	12:56	16:06
63	向野コミュニティセンター前	8:53	12:57	16:07
64	西島	8:55	12:59	16:09
65	荒宿	8:57	13:01	16:11
66	俵瀬	8:58	13:02	16:12
67	荻野吟子記念館前	9:01	13:05	16:15
66	俵瀬	9:01	13:05	16:15
65	荒宿	9:02	13:06	16:16
68	葛和田老人憩の家	9:04	13:08	16:18
125	葛和田橋南	9:05	13:09	16:19
69	日向下	9:06	13:10	16:20
70	日向中	9:06	13:10	16:20
71	日向上	9:06	13:10	16:20
72	日向団地	9:08	13:12	16:22
74	上須戸ハイツ	9:12	13:16	16:26
75	武道館前	9:15	13:19	16:29
76	西光院前	9:17	13:21	16:31
77	西城就業改善センター入口	9:19	13:23	16:33
78	森谷	9:21	13:25	16:35
133	田島	9:22	13:26	16:36
134	西野	9:24	13:28	16:38
135	妻沼南	9:27	13:31	16:41
136	道の駅めぬま	9:28	13:32	16:42
53	妻沼行政センター	9:33	13:37	16:47

運行時刻予定表　　八木田バス停無しの場合　　（昼）

平日・休日1名体制　　1　4　7　10　12　3　6　9

運行系統：グライダーワゴン 1（妻沼行政センター～別府荘～籠原駅北口）
運行系統：グライダーワゴン2（妻沼行政センター～別府荘）止まり

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便	5便
53	妻沼行政センター	6:40	9:40	13:32	16:31	18:19
123	妻沼西中学校前	6:41	9:41	13:33	16:32	18:20
122	五十石	6:43	9:43	13:35	16:34	18:22
121	男沼小学校前	6:44	9:44	13:36	16:35	18:23
120	出来島入口	6:45	9:45	13:37	16:36	18:24
119	間々田	6:46	9:46	13:38	16:37	18:25
118	あじさい寺（能護寺）	6:47	9:47	13:39	16:38	18:26
117	永井太田	6:48	9:48	13:40	16:39	18:27
116	太田郵便局	6:49	9:49	13:41	16:40	18:28
115	前新田	6:50	9:50	13:42	16:41	18:29
114	市ノ坪	6:51	9:51	13:43	16:42	18:30
113	備前橋南	6:53	9:53	13:45	16:44	18:32
126	道ヶ谷戸	6:55	9:55	13:47	16:46	18:34
112	飯塚	6:56	9:56	13:48	16:47	18:35
127	市ノ坪南	6:57	9:57	13:49	16:48	18:36
111	下増田	6:58	9:58	13:50	16:49	18:37
110	別府荘	7:01	10:01	13:53	16:52	18:40
109	別府沼公園	7:03	10:03	13:55	16:54	
108	JA別府支店	7:04	10:04	13:56	16:55	
107	安楽寺入口	7:05	10:05	13:57	16:56	
106	別府中学校南	7:06	10:06	13:58	16:57	
105	別府第2公園	7:08	10:08	14:00	16:59	
104	別府一丁目	7:10	10:10	14:02	17:01	
45	籠原駅北口	7:15	10:15	14:07	17:06	

運行系統：グライダーワゴン4
（妻沼行政センター～荻野吟子記念館前～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便
53	妻沼行政センター	8:29	12:21	15:20
54	登戸	8:30	12:22	15:21
55	聖天山南入口	8:30	12:22	15:21
56	妻沼聖天前	8:32	12:24	15:23
57	妻沼中央公民館入口	8:35	12:27	15:26
58	妻沼東中学校前	8:36	12:28	15:27
59	善ヶ島西部	8:37	12:29	15:28
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	8:38	12:30	15:29
61	弁財	8:39	12:31	15:30
62	大野	8:40	12:32	15:31
124	グライダー妻沼訓練所入口	8:41	12:33	15:32
63	向野コミュニティセンター前	8:42	12:34	15:33
64	西島	8:44	12:36	15:35
65	荒宿	8:46	12:38	15:37
66	俵瀬	8:47	12:39	15:38
67	荻野吟子記念館前	8:50	12:42	15:41
66	俵瀬	8:50	12:42	15:41
65	荒宿	8:51	12:43	15:42
68	葛和田老人憩の家	8:53	12:45	15:44
125	葛和田橋南	8:54	12:46	15:45
69	日向下	8:55	12:47	15:46
70	日向中	8:55	12:47	15:46
71	日向上	8:55	12:47	15:46
72	日向団地	8:57	12:49	15:48
74	上須戸ハイツ	9:01	12:53	15:52
75	武道館前	9:04	12:56	15:55
76	西光院前	9:06	12:58	15:57
77	西城就業改善センター入口	9:08	13:00	15:59
78	森谷	9:10	13:02	16:01
133	田島	9:11	13:03	16:02
134	西野	9:13	13:05	16:04
135	妻沼南	9:16	13:08	16:07
136	道の駅めぬま	9:17	13:09	16:08
53	妻沼行政センター	9:22	13:14	16:13

2　5　8　11

運行系統：グライダーワゴン3（籠原駅北口～別府荘～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
45	籠原駅北口	7:33	10:33	14:25	17:24
104	別府一丁目	7:36	10:36	14:28	17:27
105	別府第2公園	7:38	10:38	14:30	17:29
106	別府中学校南	7:40	10:40	14:32	17:31
107	安楽寺入口	7:41	10:41	14:33	17:32
108	JA別府支店	7:41	10:41	14:33	17:32
109	別府沼公園	7:42	10:42	14:34	17:33
110	別府荘	7:44	10:44	14:36	17:35
111	下増田	7:48	10:48	14:40	17:39
127	市ノ坪南	7:50	10:50	14:42	17:41
112	飯塚	7:51	10:51	14:43	17:42
126	道ヶ谷戸	7:52	10:52	14:44	17:43
113	備前橋南	7:54	10:54	14:46	17:45
114	市ノ坪	7:55	10:55	14:47	17:46
115	前新田	7:56	10:56	14:48	17:47
116	太田郵便局	7:57	10:57	14:49	17:48
117	永井太田	7:58	10:58	14:50	17:49
118	あじさい寺（能護寺）	7:59	10:59	14:51	17:50
119	間々田	8:00	11:00	14:52	17:51
120	出来島入口	8:01	11:01	14:53	17:52
121	男沼小学校前	8:02	11:02	14:54	17:53
122	五十石	8:03	11:03	14:55	17:54
123	妻沼西中学校前	8:05	11:05	14:57	17:56
53	妻沼行政センター	8:10	11:10	15:02	18:01

運行時刻予定表

平日2名体制（案）

運行系統：グライダー号1（妻沼行政センター～総合病院～熊谷駅南口）
運行系統：グライダー号2（妻沼行政センター～熊谷駅南口）
運行系統：グライダー号4（妻沼行政センター～スポーツ文化公園）止まり

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便	5便
53	妻沼行政センター	7:00	10:23	13:47	17:11	20:24
54	登戸	7:01	10:24	13:48	17:12	20:25
55	聖天山南入口	7:02	10:25	13:49	17:13	20:26
56	妻沼聖天前	7:04	10:27	13:51	17:15	20:28
57	妻沼中央公民館入口	7:06	10:29	13:53	17:17	20:30
58	妻沼東中学校前	7:07	10:30	13:54	17:18	20:31
59	善ヶ島西部	7:08	10:31	13:55	17:19	20:32
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	7:09	10:32	13:56	17:20	20:33
61	弁財	7:10	10:33	13:57	17:21	20:34
64	西島	7:11	10:34	13:58	17:22	20:35
68	葛和田老人憩の家	7:12	10:35	13:59	17:23	20:36
125	葛和田橋南	7:14	10:37	14:01	17:25	20:38
70	日向中	7:15	10:38	14:02	17:26	20:39
71	日向上	7:15	10:38	14:02	17:26	20:39
72	日向団地	7:17	10:40	14:04	17:28	20:41
77	西城就業改善センター入口	7:21	10:44	14:08	17:32	20:45
78	森谷	7:23	10:46	14:10	17:34	20:47
79	下奈良時花	7:25	10:48	14:12	17:36	20:49
80	中妻団地前	7:27	10:50	14:14	17:38	20:51
81	下奈良久保南	7:28	10:51	14:15	17:39	20:52
82	四方寺農村広場	7:29	10:52	14:16	17:40	20:53
83	荒宿農村広場	7:30	10:53	14:17	17:41	20:54
84	観音寺入口	7:31	10:54	14:18	17:42	20:55
85	中条中学校東	7:34	10:57	14:21	17:45	20:58
86	スポーツ文化公園	7:36	10:59	14:23	17:47	21:00
87	上川上自治会館前	7:38	11:01	14:25	17:49	
88	陸上競技場入口	7:40	11:03	14:27	17:51	
89	大塚	7:42	11:05	14:29	17:53	
90	下川上	7:44	11:07	14:31	17:55	
137	愛染堂前	7:45	11:08	14:32	17:56	
91	池上	7:46	11:09	14:33	17:57	
92	上之	7:47	11:10	14:34	17:58	
93	生協病院前	7:50	11:13	14:37	18:01	
1	上之荘	7:51	11:14	14:38	18:02	
94	源宗寺入口	7:52	11:15	14:39	18:03	
95	上之西	7:53	11:16	14:40	18:04	
96	銀座保育所北	7:54	11:17	14:41	18:05	
21	総合病院	7:58	11:21	14:45	18:09	
22	藤間病院前	8:02	11:23	14:47	18:11	
23	熊谷女子高校北	8:03	11:24	14:48	18:12	
24	市役所前	8:06	11:27	14:51	18:15	
25	裁判所前	8:07	11:28	14:52	18:16	
26	八木橋東	8:08	11:29	14:53	18:17	
20	熊谷駅南口	8:18	11:39	15:03	18:27	

運行系統：グライダー号3（熊谷駅南口～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
20	熊谷駅南口	8:44	12:08	15:32	18:56
26	八木橋東	8:49	12:13	15:37	19:01
25	裁判所前	8:50	12:14	15:38	19:02
24	市役所前	8:53	12:17	15:41	19:05
23	熊谷女子高校北	8:54	12:18	15:42	19:06
22	藤間病院前	8:55	12:19	15:43	19:07
21	総合病院	8:58	12:22	15:46	19:10
96	銀座保育所北	9:00	12:24	15:48	19:12
95	上之西	9:01	12:25	15:49	19:13
94	源宗寺入口	9:02	12:26	15:50	19:14
1	上之荘	9:05	12:29	15:53	19:17
93	生協病院前	9:06	12:30	15:54	19:18
92	上之	9:08	12:32	15:56	19:20
91	池上	9:09	12:33	15:57	19:21
137	愛染堂前	9:09	12:33	15:57	19:21
90	下川上	9:10	12:34	15:58	19:22
89	大塚	9:12	12:36	16:00	19:24
88	陸上競技場入口	9:14	12:38	16:02	19:26
87	上川上自治会館前	9:16	12:40	16:04	19:28
86	スポーツ文化公園	9:17	12:41	16:05	19:29
85	中条中学校東	9:19	12:43	16:07	19:31
84	観音寺入口	9:22	12:46	16:10	19:34
83	荒宿農村広場	9:23	12:47	16:11	19:35
82	四方寺農村広場	9:24	12:48	16:12	19:36
81	下奈良久保南	9:26	12:50	16:14	19:38
80	中妻団地前	9:27	12:51	16:15	19:39
79	下奈良時花	9:29	12:53	16:17	19:41
78	森谷	9:31	12:55	16:19	19:43
77	西城就業改善センター入口	9:33	12:57	16:21	19:45
72	日向団地	9:36	13:00	16:24	19:48
71	日向上	9:36	13:00	16:24	19:48
70	日向中	9:38	13:02	16:26	19:50
125	葛和田橋南	9:39	13:03	16:27	19:51
68	葛和田老人憩の家	9:40	13:04	16:28	19:52
64	西島	9:42	13:06	16:30	19:54
61	弁財	9:43	13:07	16:31	19:55
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	9:44	13:08	16:32	19:56
59	善ヶ島西部	9:45	13:09	16:33	19:57
58	妻沼東中学校前	9:46	13:10	16:34	19:58
57	妻沼中央公民館入口	9:47	13:11	16:35	19:59
56	妻沼聖天前	9:50	13:14	16:38	20:02
55	聖天山南入口	9:51	13:15	16:39	20:03
54	登戸	9:52	13:16	16:40	20:04
53	妻沼行政センター	9:56	13:20	16:44	20:08

運行時刻予定表　　0:14

休日1名体制（案）

運行系統：グライダー号1（妻沼行政センター～総合病院～熊谷駅南口）
運行系統：グライダー号2（妻沼行政センター～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
53	妻沼行政センター	7:00	10:23	14:30	17:42
54	登戸	7:01	10:24	14:31	17:43
55	聖天山南入口	7:02	10:25	14:32	17:44
56	妻沼聖天前	7:04	10:27	14:34	17:46
57	妻沼中央公民館入口	7:06	10:29	14:36	17:48
58	妻沼東中学校前	7:07	10:30	14:37	17:49
59	善ヶ島西部	7:08	10:31	14:38	17:50
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	7:09	10:32	14:39	17:51
61	弁財	7:10	10:33	14:40	17:52
64	西島	7:11	10:34	14:41	17:53
68	葛和田老人憩の家	7:12	10:35	14:42	17:54
125	葛和田橋南	7:14	10:37	14:44	17:56
70	日向中	7:15	10:38	14:45	17:57
71	日向上	7:15	10:38	14:45	17:57
72	日向団地	7:17	10:40	14:47	17:59
77	西城就業改善センター入口	7:21	10:44	14:51	18:03
78	森谷	7:23	10:46	14:53	18:05
79	下奈良時花	7:25	10:48	14:55	18:07
80	中妻団地前	7:27	10:50	14:57	18:09
81	下奈良久保南	7:28	10:51	14:58	18:10
82	四方寺農村広場	7:29	10:52	14:59	18:11
83	荒宿農村広場	7:30	10:53	15:00	18:12
84	観音寺入口	7:31	10:54	15:01	18:13
85	中条中学校東	7:34	10:57	15:04	18:16
86	スポーツ文化公園	7:36	10:59	15:06	18:18
87	上川上自治会館前	7:38	11:01	15:08	18:20
88	陸上競技場入口	7:40	11:03	15:10	18:22
89	大塚	7:42	11:05	15:12	18:24
90	下川上	7:44	11:07	15:14	18:26
137	愛染堂前	7:45	11:08	15:15	18:27
91	池上	7:46	11:09	15:16	18:28
92	上之	7:47	11:10	15:17	18:29
93	生協病院前	7:50	11:13	15:20	18:32
1	上之荘	7:51	11:14	15:21	18:33
94	源宗寺入口	7:52	11:15	15:22	18:34
95	上之西	7:53	11:16	15:23	18:35
96	銀座保育所北	7:54	11:17	15:24	18:36
21	総合病院	7:58	11:21	15:28	18:40
22	藤間病院前	8:02	11:23	15:30	18:42
23	熊谷女子高校北	8:03	11:24	15:31	18:43
24	市役所前	8:06	11:27	15:34	18:46
25	裁判所前	8:07	11:28	15:35	18:47
26	八木橋東	8:08	11:29	15:36	18:48
20	熊谷駅南口	8:18	11:39	15:46	18:58

運行系統：グライダー号3（熊谷駅南口～妻沼行政センター）

	停留所の名称	1便	2便	3便
20	熊谷駅南口	8:44	12:51	16:15
26	八木橋東	8:49	12:56	16:20
25	裁判所前	8:50	12:57	16:21
24	市役所前	8:53	13:00	16:24
23	熊谷女子高校北	8:54	13:01	16:25
22	藤間病院前	8:55	13:02	16:26
21	総合病院	8:58	13:05	16:29
96	銀座保育所北	9:00	13:07	16:31
95	上之西	9:01	13:08	16:32
94	源宗寺入口	9:02	13:09	16:33
1	上之荘	9:05	13:12	16:36
93	生協病院前	9:06	13:13	16:37
92	上之	9:08	13:15	16:39
91	池上	9:09	13:16	16:40
137	愛染堂前	9:09	13:16	16:40
90	下川上	9:10	13:17	16:41
89	大塚	9:12	13:19	16:43
88	陸上競技場入口	9:14	13:21	16:45
87	上川上自治会館前	9:16	13:23	16:47
86	スポーツ文化公園	9:17	13:24	16:48
85	中条中学校東	9:19	13:26	16:50
84	観音寺入口	9:22	13:29	16:53
83	荒宿農村広場	9:23	13:30	16:54
82	四方寺農村広場	9:24	13:31	16:55
81	下奈良久保南	9:26	13:33	16:57
80	中妻団地前	9:27	13:34	16:58
79	下奈良時花	9:29	13:36	17:00
78	森谷	9:31	13:38	17:02
77	西城就業改善センター入口	9:33	13:40	17:04
72	日向団地	9:36	13:43	17:07
71	日向上	9:36	13:43	17:07
70	日向中	9:38	13:45	17:09
125	葛和田橋南	9:39	13:46	17:10
68	葛和田老人憩の家	9:40	13:47	17:11
64	西島	9:42	13:49	17:13
61	弁財	9:43	13:50	17:14
60	善ヶ島コミュニティセンター入口	9:44	13:51	17:15
59	善ヶ島西部	9:45	13:52	17:16
58	妻沼東中学校前	9:46	13:53	17:17
57	妻沼中央公民館入口	9:47	13:54	17:18
56	妻沼聖天前	9:50	13:57	17:21
55	聖天山南入口	9:51	13:58	17:22
54	登戸	9:52	13:59	17:23
53	妻沼行政センター	9:56	14:03	17:27

さくら号

平日・休日1名体制（案）

			0:18	0:20	0:21		0:18	

運行系統：さくら号1（熊谷駅南口～熊谷文化創造館～籠原駅南口）
運行系統：さくら号2（熊谷駅南口～運動公園～籠原駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便	5便 直実号	6便	7便 直実号
20	熊谷駅南口	7:00	9:15	11:40	15:00	16:22	17:20	18:30
27	福島病院北	7:02	9:17	11:42	15:02	16:24	17:22	18:32
28	見晴郵便局	7:03	9:18	11:43	15:03	16:25	17:23	18:33
29	南運動場	7:04	9:19	11:44	15:04	16:26	17:24	18:34
30	堤公園入口	7:05	9:20	11:45	15:05	16:27	17:25	18:35
31	勤労青少年ホーム	7:07	9:22	11:47	15:07	16:29	17:27	18:37
32	天田屋前	7:08	9:23	11:48	15:08	16:30	17:28	18:38
33	熊谷商業高校入口	7:09	9:24	11:49	15:09	16:31	17:29	18:39
34	広瀬西	7:11	9:26	11:51	15:11	16:33	17:31	18:41
35	運動公園	↓	9:31	11:56	15:16	16:38	17:36	18:46
36	大麻生小学校	7:15	9:35	12:00	15:20	16:42	17:40	18:50
37	大麻生駅入口	7:16	9:36	12:01	15:21	16:43	17:41	18:51
38	武体	7:17	9:37	12:02	15:22	16:44	17:42	18:52
39	三尻宮島	7:19	9:39	12:04	15:24	16:46	17:44	18:54
40	三尻郵便局	7:20	9:40	12:05	15:25	16:47	17:45	18:55
41	三尻公民館	7:21	9:41	12:06	15:26	16:48	17:46	18:56
46	拾六間南	7:23	9:43	12:08	15:28	16:50	17:48	18:58
47	自衛隊前	7:25	9:45	12:10	15:30	16:52	17:50	19:00
48	寿公園	7:27	9:47	12:12	15:32	16:54	17:52	19:02
49	籠原団地	7:31	9:51	12:16	15:36	16:58	17:56	19:06
50	籠原保育所	7:33	9:53	12:18	15:38	17:00	17:58	19:08
51	NTT前	7:35	9:55	12:20	15:40	17:02	18:00	19:10
43	拾六間北	7:37	9:57	12:22	15:42	17:04	18:02	19:12
42	熊谷文化創造館	7:39	9:59	12:24	15:44	17:06	18:04	19:14
43	保育ステーション前	7:40	10:00	12:25	15:45	17:07	18:05	19:15
52	籠原駅南口	7:48	10:08	12:33	15:53	17:15	18:13	19:23

					昼			
			0:17	0:20	1:14	0:17		0:17

運行系統：さくら号3（籠原駅南口～運動公園～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便 直実号	2便	3便	4便	5便	6便 直実号	7便
52	籠原駅南口	7:20	8:05	10:28	13:47	16:10	17:26	18:30
43	保育ステーション前	7:21	8:06	10:29	13:48	16:11	17:27	18:31
42	熊谷文化創造館	7:23	8:08	10:31	13:50	16:13	17:29	18:33
43	拾六間北	7:25	8:10	10:33	13:52	16:15	17:31	18:35
51	NTT前	7:27	8:12	10:35	13:54	16:17	17:33	18:37
50	籠原保育所	7:29	8:14	10:37	13:56	16:19	17:35	18:39
49	籠原団地	7:31	8:16	10:39	13:58	16:21	17:37	18:41
48	寿公園	7:35	8:20	10:43	14:02	16:25	17:41	18:45
47	自衛隊前	7:37	8:22	10:45	14:04	16:27	17:43	18:47
46	拾六間南	7:39	8:24	10:47	14:06	16:29	17:45	18:49
41	三尻公民館	7:40	8:25	10:48	14:07	16:30	17:46	18:50
40	三尻郵便局	7:41	8:26	10:49	14:08	16:31	17:47	18:51
39	三尻宮島	7:42	8:27	10:50	14:09	16:32	17:48	18:52
38	武体	7:44	8:29	10:52	14:11	16:34	17:50	18:54
37	大麻生駅入口	7:45	8:30	10:53	14:12	16:35	17:51	18:55
36	大麻生小学校	7:46	8:31	10:54	14:13	16:36	17:52	18:56
35	運動公園	↓	8:37	11:00	14:19	16:42	17:58	19:02
34	広瀬西	7:49	8:40	11:03	14:22	16:45	18:01	19:05
33	熊谷商業高校入口	7:50	8:41	11:04	14:23	16:46	18:02	19:06
32	天田屋前	7:52	8:43	11:06	14:25	16:48	18:04	19:08
31	勤労青少年ホーム	7:54	8:45	11:08	14:27	16:50	18:06	19:10
30	堤公園入口	7:55	8:46	11:09	14:28	16:51	18:07	19:11
29	南運動場	7:56	8:47	11:10	14:29	16:52	18:08	19:12
28	見晴郵便局	7:57	8:48	11:11	14:30	16:53	18:09	19:13
27	福島病院北	7:58	8:49	11:12	14:31	16:54	18:10	19:14
20	熊谷駅南口	8:08	8:57	11:20	14:39	17:02	18:18	19:22

運行時刻予定表

平日2名体制

1　5　9　13

運行系統：ムサシトミヨ号1（太田公民館～熊谷駅南口）
運行系統：ムサシトミヨ号2（上之荘～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
1	上之荘		10:13	13:50	17:32
2	熊谷東中学校南		10:14	13:51	17:33
3	戸出十字路		10:15	13:52	17:34
131	ソシオ流通センター駅前		10:20	13:57	17:39
129	組合会館前		10:22	13:59	17:41
128	流通センター中央		10:23	14:00	17:42
4	佐谷田前方		10:26	14:03	17:45
5	太井公民館	6:55	10:30	14:07	17:49
6	久下四丁目	6:58	10:33	14:10	17:52
7	久下三丁目	6:59	10:34	14:11	17:53
8	久下一丁目	7:01	10:36	14:13	17:55
9	太井堂免	7:02	10:37	14:14	17:56
10	太井	7:03	10:38	14:15	17:57
11	**久下公民館入口**	7:04	10:39	14:16	17:58
12	下久下	7:05	10:40	14:17	17:59
13	上久下	7:06	10:41	14:18	18:00
14	久下熊久	7:07	10:42	14:19	18:01
15	熊久公園入口	7:08	10:43	14:20	18:02
16	外科病院前	7:10	10:45	14:22	18:04
17	ムサシトミヨ保護センター入口	7:12	10:47	14:24	18:06
18	桜木公民館入口	7:13	10:48	14:25	18:07
19	万平公園	7:14	10:49	14:26	18:08
158	正田クリニック前	7:14	10:49	14:26	18:08
20	熊谷駅南口	7:23	10:58	14:35	18:17

2　6　10　14

運行系統：ムサシトミヨ号3（熊谷駅南口～籠原駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
20	熊谷駅南口	7:35	11:15	14:55	18:35
27	福島病院北	7:37	11:17	14:57	18:37
28	見晴郵便局	7:38	11:18	14:58	18:38
29	**伊勢町ふれあい公園**	7:39	11:19	14:59	18:39
30	堤公園入口	7:40	11:20	15:00	18:40
31	勤労青少年ホーム	7:42	11:22	15:02	18:42
97	広瀬北	7:43	11:23	15:03	18:43
98	熊谷工業高校入口	7:46	11:26	15:06	18:46
99	小島土井尻	7:47	11:27	15:07	18:47
35	運動公園	7:51	11:31	15:11	18:51
100	テニスコート入口	7:52	11:32	15:12	18:52
101	久保島自治会館	7:53	11:33	15:13	18:53
102	JAふれあいセンター	7:55	11:35	15:15	18:55
103	保育ステーション前	7:58	11:38	15:18	18:58
52	籠原駅南口	8:03	11:43	15:23	19:03

3　7　11　15

運行系統：ムサシトミヨ号4（籠原駅南口～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
52	籠原駅南口	8:25	12:00	15:42	19:20
103	保育ステーション前	8:26	12:01	15:43	19:21
102	JAふれあいセンター	8:29	12:04	15:46	19:24
101	久保島自治会館	8:30	12:05	15:47	19:25
100	テニスコート入口	8:32	12:07	15:49	19:27
35	運動公園	8:36	12:11	15:53	19:31
99	小島土井尻	8:37	12:12	15:54	19:32
98	熊谷工業高校入口	8:38	12:13	15:55	19:33
97	広瀬北	8:41	12:16	15:58	19:36
31	勤労青少年ホーム	8:43	12:18	16:00	19:38
30	堤公園入口	8:44	12:19	16:01	19:39
29	**伊勢町ふれあい公園**	8:45	12:20	16:02	19:40
28	見晴郵便局	8:46	12:21	16:03	19:41
27	福島病院北	8:47	12:22	16:04	19:42
20	熊谷駅南口	8:52	12:27	16:09	19:47

4　8　12　16

運行系統：ムサシトミヨ号5（熊谷駅南口～上之荘）
運行系統：ムサシトミヨ号6（熊谷駅南口～久下一丁目）止まり

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
20	熊谷駅南口	9:10	12:47	16:30	20:05
158	正田クリニック前	9:11	12:48	16:31	20:06
19	万平公園	9:11	12:48	16:31	20:06
18	桜木公民館入口	9:12	12:49	16:32	20:07
17	ムサシトミヨ保護センター入口	9:13	12:50	16:33	20:08
16	外科病院前	9:15	12:52	16:35	20:10
15	熊久公園入口	9:18	12:55	16:38	20:13
14	久下熊久	9:19	12:56	16:39	20:14
13	上久下	9:20	12:57	16:40	20:15
12	下久下	9:21	12:58	16:41	20:16
11	**久下公民館入口**	9:22	12:59	16:42	20:17
10	太井	9:23	13:00	16:43	20:18
9	太井堂免	9:24	13:01	16:44	20:19
8	久下一丁目	9:25	13:02	16:45	20:20
7	久下三丁目	9:28	13:05	16:48	
6	久下四丁目	9:29	13:06	16:49	
5	太井公民館	9:33	13:10	16:53	
4	佐谷田前方	9:36	13:13	16:56	
128	流通センター中央	9:39	13:16	16:59	
129	組合会館前	9:40	13:17	17:00	
131	ソシオ流通センター駅	9:42	13:19	17:02	
3	戸出十字路	9:47	13:24	17:07	
2	熊谷東中学校南	9:48	13:25	17:08	
1	上之荘	9:55	13:32	17:15	

運行時刻予定表

休日1名体制

1　5　9　13

運行系統：ムサシトミヨ号1（太田公民館～熊谷駅南口）
運行系統：ムサシトミヨ号2（上之荘～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便	4便
1	上之荘		**10:13**	**14:41**	**18:17**
2	熊谷東中学校南		10:14	14:42	18:18
3	戸出十字路		10:15	14:43	18:19
131	ソシオ流通センター駅前		10:20	14:48	18:24
129	組合会館前		10:22	14:50	18:26
128	流通センター中央		10:23	14:51	18:27
4	佐谷田前方		10:26	14:54	18:30
5	太井公民館	**6:55**	10:30	14:58	18:34
6	久下四丁目	6:58	10:33	15:01	18:37
7	久下三丁目	6:59	10:34	15:02	18:38
8	久下一丁目	7:01	10:36	15:04	18:40
9	太井堂免	7:02	10:37	15:05	18:41
10	太井	7:03	10:38	15:06	18:42
11	**久下公民館入口**	7:04	10:39	15:07	18:43
12	下久下	7:05	10:40	15:08	18:44
13	上久下	7:06	10:41	15:09	18:45
14	久下熊久	7:07	10:42	15:10	18:46
15	熊久公園入口	7:08	10:43	15:11	18:47
16	外科病院前	7:10	10:45	15:13	18:49
17	ムサシトミヨ保護センター入口	7:12	10:47	15:15	18:51
18	桜木公民館入口	7:13	10:48	15:16	18:52
19	万平公園	7:14	10:49	15:17	18:53
158	正田クリニック前	7:14	10:49	15:17	18:53
20	熊谷駅南口	7:23	10:58	15:26	19:02

2　6　10

運行系統：ムサシトミヨ号3（熊谷駅南口～籠原駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便
20	熊谷駅南口	**7:35**	**11:15**	**15:44**
27	福島病院北	7:37	11:17	15:46
28	見晴郵便局	7:38	11:18	15:47
29	**伊勢町ふれあい公園**	7:39	11:19	15:48
30	堤公園入口	7:40	11:20	15:49
31	勤労青少年ホーム	7:42	11:22	15:51
97	広瀬北	7:43	11:23	15:52
98	熊谷工業高校入口	7:46	11:26	15:55
99	小島土井尻	7:47	11:27	15:56
35	運動公園	7:51	11:31	16:00
100	テニスコート入口	7:52	11:32	16:01
101	久保島自治会館	7:53	11:33	16:02
102	JAふれあいセンター	7:55	11:35	16:04
103	保育ステーション前	7:58	11:38	16:07
52	籠原駅南口	8:03	11:43	16:12

3　7　11

運行系統：ムサシトミヨ号4（籠原駅南口～熊谷駅南口）

	停留所の名称	1便	2便	3便
52	籠原駅南口	**8:25**	**12:55**	**16:30**
103	保育ステーション前	8:26	12:56	16:31
102	JAふれあいセンター	8:29	12:59	16:34
101	久保島自治会館	8:30	13:00	16:35
100	テニスコート入口	8:32	13:02	16:37
35	運動公園	8:36	13:06	16:41
99	小島土井尻	8:37	13:07	16:42
98	熊谷工業高校入口	8:38	13:08	16:43
97	広瀬北	8:41	13:11	16:46
31	勤労青少年ホーム	8:43	13:13	16:48
30	堤公園入口	8:44	13:14	16:49
29	**伊勢町ふれあい公園**	8:45	13:15	16:50
28	見晴郵便局	8:46	13:16	16:51
27	福島病院北	8:47	13:17	16:52
20	熊谷駅南口	8:52	13:22	16:57

4　8　12

運行系統：ムサシトミヨ号5（熊谷駅南口～上之荘）

	停留所の名称	1便	2便	3便
20	熊谷駅南口	**9:10**	**13:39**	**17:15**
158	正田クリニック前	9:11	13:40	17:16
19	万平公園	9:11	13:40	17:16
18	桜木公民館入口	9:12	13:41	17:17
17	ムサシトミヨ保護センター入口	9:13	13:42	17:18
16	外科病院前	9:15	13:44	17:20
15	熊久公園入口	9:18	13:47	17:23
14	久下熊久	9:19	13:48	17:24
13	上久下	9:20	13:49	17:25
12	下久下	9:21	13:50	17:26
11	**久下公民館入口**	9:22	13:51	17:27
10	太井	9:23	13:52	17:28
9	太井堂免	9:24	13:53	17:29
8	久下一丁目	9:25	13:54	17:30
7	久下三丁目	9:28	13:57	17:33
6	久下四丁目	9:29	13:58	17:34
5	太井公民館	9:33	14:02	17:38
4	佐谷田前方	9:36	14:05	17:41
128	流通センター中央	9:39	14:08	17:44
129	組合会館前	9:40	14:09	17:45
131	ソシオ流通センター駅	9:42	14:11	17:47
3	戸出十字路	9:47	14:16	17:52
2	熊谷東中学校南	9:48	14:17	17:53
1	上之荘	9:55	14:24	18:00

くまぴあ号

籠原駅 → 熊谷駅

くまぴあ号２：籠原駅北口～くまぴあ前～関東脳神経外科病院～熊谷駅東口

くまぴあ号３：籠原駅北口～くまぴあ前～熊谷駅東口

平日・休日１名体制

		1	3	5	7	9
			0:41	1:14	0:41	0:22
停留所名		1便	2便	3便	4便	5便
1	籠原駅北口	7:45	10:22	13:32	16:09	18:27
2	別府１丁目	7:48	10:25	13:35	16:12	18:30
3	別府第２公園南	7:50	10:27	13:37	16:14	18:32
4	はぎわら眼科前	7:52	10:29	13:39	16:16	18:34
5	玉井北	7:54	10:31	13:41	16:18	18:36
6	たかしの森クリニック前	7:56	10:33	13:43	16:20	18:38
7	バス転回場	7:58	10:35	13:45	16:22	18:40
8	くまぴあ前	8:00	10:37	13:47	16:24	18:42
9	代	8:01	10:38	13:48	16:25	18:43
10	関東脳神経外科病院	8:06	10:43	13:53	16:30	↓
11	原島東	8:12	10:49	13:59	16:36	18:45
12	大原一丁目	8:12	10:49	13:59	16:36	18:45
13	メモリアル彩雲南	8:13	10:50	14:00	16:37	18:46
14	肥塚四丁目西	8:17	10:54	14:04	16:41	18:50
15	肥塚四丁目東	8:17	10:54	14:04	16:41	18:50
16	肥塚郵便局前	8:20	10:57	14:07	16:44	18:53
17	富士見中学校入口	8:23	11:00	14:10	16:47	18:56
18	総合病院	8:30	11:07	14:17	16:54	19:02
19	藤間病院前	8:31	11:08	14:18	16:55	19:04
20	熊谷女子高校北	8:32	11:09	14:19	16:56	19:05
21	市役所前	8:34	11:11	14:21	16:58	19:07
22	コミュニティひろば	8:35	11:12	14:22	16:59	19:08
23	お祭り広場東	8:36	11:13	14:23	17:00	19:09
24	筑波二丁目	8:36	11:13	14:23	17:00	19:09
25	熊谷駅東口	8:41	11:18	14:28	17:05	19:14

熊谷駅 → 籠原駅

くまぴあ号１：熊谷駅東口～関東脳神経外科病院～くまぴあ前～籠原駅北口

		2	4	6	8
		0:04	0:04	0:04	0:04
停留所名		1便	2便	3便	4便
1	熊谷駅東口	8:45	11:22	14:32	17:09
2	筑波二丁目	8:46	11:23	14:33	17:10
3	お祭り広場東	8:47	11:24	14:34	17:11
4	コミュニティひろば	8:48	11:25	14:35	17:12
5	市役所前	8:52	11:29	14:39	17:16
6	熊谷女子高校北	8:53	11:30	14:40	17:17
7	藤間病院前	8:54	11:31	14:41	17:18
8	総合病院	8:57	11:34	14:44	17:21
9	富士見中学校入口	9:00	11:37	14:47	17:24
10	肥塚郵便局前	9:06	11:43	14:53	17:30
11	肥塚四丁目東	9:07	11:44	14:54	17:31
12	肥塚四丁目西	9:07	11:44	14:54	17:31
13	メモリアル彩雲南	9:11	11:48	14:58	17:35
14	大原一丁目	9:12	11:49	14:59	17:36
15	原島東	9:13	11:50	15:00	17:37
16	関東脳神経外科病院	9:19	11:56	15:06	17:43
17	代	9:25	12:02	15:12	17:49
18	くまぴあ前	9:26	12:03	15:13	17:50
19	バス転回場	9:28	12:05	15:15	17:52
20	たかしの森クリニック前	9:29	12:06	15:16	17:53
21	玉井北	9:31	12:08	15:18	17:55
22	はぎわら眼科前	9:33	12:10	15:20	17:57
23	別府第２公園南	9:35	12:12	15:22	17:59
24	別府１丁目	9:37	12:14	15:24	18:01
25	籠原駅北口	9:41	12:18	15:28	18:05

直実号　時計回り

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便
1	熊谷駅南口	8:40	9:45	10:50	11:55	14:10	15:21
2	河原町二丁目	8:41	9:46	10:51	11:56	14:11	15:22
3	お祭り広場西	8:43	9:48	10:53	11:58	14:13	15:24
4	本町駐車場南	8:44	9:49	10:54	11:59	14:14	15:25
5	星渓園東	8:45	9:50	10:55	12:00	14:15	15:26
6	本石	8:47	9:52	10:57	12:02	14:17	15:28
7	慈恵病院前	8:48	9:53	10:58	12:03	14:18	15:29
8	石原小入口	8:51	9:56	11:01	12:06	14:21	15:32
9	中央交番西	8:52	9:57	11:02	12:07	14:22	15:33
10	母子健康センター	8:55	10:00	11:05	12:10	14:25	15:36
11	熊谷保健センター入口	8:59	10:04	11:09	12:14	14:29	15:40
12	八木橋東	9:00	10:05	11:10	12:15	14:30	15:41
13	本町	9:01	10:06	11:11	12:16	14:31	15:42
14	コミュニティひろば	9:02	10:07	11:12	12:17	14:32	15:43
15	市役所前	9:07	10:12	11:17	12:22	14:37	15:48
16	熊谷女子高校北	9:08	10:13	11:18	12:23	14:38	15:49
17	藤間病院前	9:09	10:14	11:19	12:24	14:39	15:50
18	総合病院	9:11	10:16	11:21	12:26	14:41	15:52
19	熊谷東小学校	9:12	10:17	11:22	12:27	14:42	15:53
20	県熊谷地方庁舎	9:13	10:18	11:23	12:28	14:43	15:54
21	熊谷団地西	9:14	10:19	11:24	12:29	14:44	15:55
22	銀座二丁目	9:16	10:21	11:26	12:31	14:46	15:57
23	熊谷駅東口	9:17	10:22	11:27	12:32	14:47	15:58
24	筑波二丁目	9:19	10:24	11:29	12:34	14:49	16:00
25	お祭り広場東	9:19	10:24	11:29	12:34	14:49	16:00
26	文化センター前	9:22	10:27	11:32	12:37	14:52	16:03
27	熊谷駅南口	9:31	10:36	11:41	12:46	15:01	16:12

ほたる号　江南行政センター～熊谷駅南口

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	江南行政センター	6:18	8:25	11:13	14:28	16:38
2	江南中学校東	6:19	8:26	11:14	14:29	16:39
3	成沢坂上	6:20	8:27	11:15	14:30	16:40
4	赤城神社	6:21	8:28	11:16	14:31	16:41
5	JA江南支店南	6:22	8:29	11:17	14:32	16:42
6	江南北小	6:23	8:30	11:18	14:33	16:43
7	渡唐神社	6:24	8:31	11:19	14:34	16:44
8	上押切	6:25	8:32	11:20	14:35	16:45
9	下押切	6:26	8:33	11:21	14:36	16:46
10	樋春南	6:27	8:34	11:22	14:37	16:47
11	JA直売所・なご味	6:29	8:36	11:24	14:39	16:49
12	御正北	6:31	8:38	11:26	14:41	16:51
13	御正新田	6:32	8:39	11:27	14:42	16:52
14	丹羽クリニック前	↓	8:41	11:29	14:44	16:54
15	福島病院南	6:39	8:46	11:33	14:48	16:59
16	熊谷駅南口	6:45	9:05	11:45	15:00	17:10

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	熊谷駅南口	6:48	9:20	11:50	15:05	17:40
2	福島病院南	6:50	9:22	11:52	15:07	17:42
3	丹羽クリニック前	↓	9:27	11:57	15:12	17:47
4	御正新田	6:57	9:29	11:59	15:14	17:49
5	御正北	6:58	9:30	12:00	15:15	17:50
6	JA直売所・なご味	7:00	9:32	12:02	15:17	17:52
7	樋春南	7:02	9:34	12:04	15:19	17:54
8	下押切	7:03	9:35	12:05	15:20	17:55
9	上押切	7:04	9:36	12:06	15:21	17:56
10	渡唐神社	7:05	9:37	12:07	15:22	17:57
11	江南北小	7:06	9:38	12:08	15:23	17:58
12	JA江南支店南	7:07	9:39	12:09	15:24	17:59
13	赤城神社	7:08	9:40	12:10	15:25	18:00
14	成沢坂上	7:09	9:41	12:11	15:26	18:01
15	江南中学校東	7:10	9:42	12:12	15:27	18:02
16	江南行政センター	7:15	9:47	12:17	15:32	18:07

ほたる号　江南行政センター～籠原駅南口

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	江南行政センター	7:15	9:47	12:17	15:32	18:07
2	江南総合文化会館ピピア前	↓	9:48	12:18	15:33	18:08
3	千代東原	7:17	9:50	12:20	15:35	18:10
4	千代南方	7:19	9:51	12:21	15:36	18:11
5	駒形公園入口	7:21	9:53	12:23	15:38	18:13
6	上新田	7:23	9:55	12:25	15:40	18:15
7	押切橋南	7:26	9:57	12:27	15:42	18:17
8	林眼科前	7:29	9:59	12:29	15:44	18:19
9	三ケ尻坂久	7:30	10:00	12:30	15:45	18:20
10	観音山	7:31	10:01	12:31	15:46	18:21
11	三尻小学校入口	7:32	10:02	12:32	15:47	18:22
12	三尻中学校北	7:34	10:04	12:34	15:49	18:24
13	籠原駅南口	7:50	10:16	12:40	15:58	18:40

	停留所名	1便	2便	3便	4便
1	籠原駅南口	7:55	10:50	14:05	16:15
2	三尻中学校北	7:57	10:52	14:07	16:17
3	三尻小学校入口	7:59	10:54	14:09	16:19
4	観音山	8:00	10:55	14:10	16:20
5	三ケ尻坂久	8:01	10:56	14:11	16:21
6	林眼科前	8:02	10:57	14:12	16:22
7	押切橋南	8:05	10:59	14:14	16:24
8	上新田	8:07	11:01	14:16	16:26
9	駒形公園入口	8:09	11:03	14:18	16:28
10	千代南方	8:11	11:04	14:19	16:29
11	千代東原	8:13	11:05	14:20	16:30
12	江南総合文化会館ピピア前	8:14	11:06	14:21	16:31
13	江南行政センター	8:25	11:13	14:28	16:38

ひまわり号												
長島記念館～大里行政センター～熊谷駅南口												
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
長島記念館前	6:30	6:50	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
小八林境	6:31	6:51	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01
小八林原	6:32	6:52	8:32	9:32	10:32	11:32	13:32	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
船木台大境公園前	6:35	6:55	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05
船木台中央公園前	6:36	6:56	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
箕輪	6:39	6:59	8:39	9:39	10:39	11:39	13:39	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09
旧JA吉見支店前	6:41	7:01	8:41	9:41	10:41	11:41	13:41	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
相上	6:42	7:02	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12
玉作	6:45	7:05	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
健康スポーツセンター前	↓	↓	8:48	9:48	10:48	11:48	13:48	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
太陽の園入口	↓	↓	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
津田	6:48	7:08	8:50	9:50	10:50	11:50	13:50	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
津田新田	6:49	7:09	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
大里行政センター前	6:51	7:11	8:53	9:53	10:53	11:53	13:53	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23
向谷	6:52	7:12	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	15:24	16:24	17:24	18:24	19:24
高本	6:53	7:13	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	15:25	16:25	17:25	18:25	19:25
吉所敷	6:54	7:14	8:56	9:56	10:56	11:56	13:56	15:26	16:26	17:26	18:26	19:26
中曽根	6:55	7:15	8:57	9:57	10:57	11:57	13:57	15:27	16:27	17:27	18:27	19:27
JA市田支店前	6:56	7:16	8:58	9:58	10:58	11:58	13:58	15:28	16:28	17:28	18:28	19:28
市田小学校前	6:57	7:17	8:59	9:59	10:59	11:59	13:59	15:29	16:29	17:29	18:29	19:29
替津田	6:59	7:19	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30
中恩田	7:00	7:20	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:31	16:31	17:31	18:31	19:31
上恩田	7:01	7:21	9:02	10:02	11:02	12:02	14:02	15:32	16:32	17:32	18:32	19:32
手島	7:04	7:24	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:35	16:35	17:35	18:35	19:35
村岡東	7:05	7:25	9:06	10:06	11:06	12:06	14:06	15:36	16:36	17:36	18:36	19:36
福島病院南	↓	↓	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:40	16:40	17:40	18:40	19:40
熊谷駅南	7:20	7:45	9:15	10:15	11:15	12:15	14:15	15:45	16:45	17:45	18:45	19:45

日曜日の長島記念館発　6：30発　運休する

A系統
B系統

ひまわり号												
熊谷駅南口～大里行政センター～長島記念館												
停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
熊谷駅南	7:25	7:50	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:50	16:50	17:50	18:50	19:50
福島病院南	7:27	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	14:22	15:52	16:52	17:52	18:52	19:52
村岡東	7:30	7:55	9:25	10:25	11:25	12:25	14:25	15:55	16:55	17:55	18:55	19:55
手島	7:31	7:56	9:26	10:26	11:26	12:26	14:26	15:56	16:56	17:56	18:56	19:56
上恩田	7:34	7:59	9:29	10:29	11:29	12:29	14:29	15:59	16:59	17:59	18:59	19:59
中恩田	7:35	8:00	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
替津田	7:36	8:01	9:31	10:31	11:31	12:31	14:31	16:01	17:01	18:01	19:01	20:01
市田小学校前	7:37	8:02	9:32	10:32	11:32	12:32	14:32	16:02	17:02	18:02	19:02	20:02
JA市田支店前	7:38	8:03	9:33	10:33	11:33	12:33	14:33	16:03	17:03	18:03	19:03	20:03
中曽根	7:39	8:04	9:34	10:34	11:34	12:34	14:34	16:04	17:04	18:04	19:04	20:04
吉所敷	7:40	8:05	9:35	10:35	11:35	12:35	14:35	16:05	17:05	18:05	19:05	20:05
高本	7:41	8:06	9:36	10:36	11:36	12:36	14:36	16:06	17:06	18:06	19:06	20:06
向谷	7:42	8:07	9:37	10:37	11:37	12:37	14:37	16:07	17:07	18:07	19:07	20:07
大里行政センター前	7:43	8:08	9:38	10:38	11:38	12:38	14:38	16:08	17:08	18:08	19:08	20:08
津田新田	7:44	8:09	9:39	10:39	11:39	12:39	14:39	16:09	17:09	18:09	19:09	20:09
津田	7:45	8:10	9:40	10:40	11:40	12:40	14:40	16:10	17:10	18:10	19:10	20:10
太陽の園入口	7:46	8:11	9:41	10:41	11:41	12:41	14:41	16:11	17:11	18:11	19:11	20:11
健康スポーツセンター前	7:48	8:13	9:43	10:43	11:43	12:43	14:43	16:13	17:13	18:13	19:13	20:13
玉作	7:51	8:16	9:46	10:46	11:46	12:46	14:46	16:16	17:16	18:16	19:16	20:16
相上	7:53	8:18	9:48	10:48	11:48	12:48	14:48	16:18	17:18	18:18	19:18	20:18
旧JA吉見支店前	7:54	8:19	9:49	10:49	11:49	12:49	14:49	16:19	17:19	18:19	19:19	20:19
箕輪	7:56	8:21	9:51	10:51	11:51	12:51	14:51	16:21	17:21	18:21	19:21	20:21
船木台中央公園前	7:59	8:24	9:54	10:54	11:54	12:54	14:54	16:24	17:24	18:24	19:24	20:24
船木台大境公園前	8:00	8:25	9:55	10:55	11:55	12:55	14:55	16:25	17:25	18:25	19:25	20:25
小八林原	8:02	8:27	9:57	10:57	11:57	12:57	14:57	16:27	17:27	18:27	19:27	20:27
小八林境	8:03	8:28	9:58	10:58	11:58	12:58	14:58	16:28	17:28	18:28	19:28	20:28
長島記念館前	8:05	8:30	10:00	11:00	12:00	13:00	15:00	16:30	17:30	18:30	19:30	20:30

日曜日の熊谷駅南口発　7：25　運休する

A系統
B系統

議案第4号

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱の改正について

1　背景

令和６年４月１日からの「バス運転者の改善基準告示」の改正により、バス運転士の拘束時間や休息時間が改正されることを受け、現在のゆうゆうバス運行事業者様から、現行ダイヤでの運行維持は運転士不足から不可能とのお声をいただきました。

これを踏まえ、議案第５号において、令和６年４月１日からのゆうゆうバスのダイヤ改正を議案といたしました。

このような中、議案第１号　ゆうゆうバスの運賃改定について、住民、利用者その他利害関係者の意見反映のための必要な措置として、ゆうゆうバスの運賃改定を含む運行について広く意見を募集したところ、バス停の設置や運行本数の増加の要望を多数受けており、利便性向上に向けた運行の見直しが求められているところです。

2　改正案

現行の「熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱」において、第７条にバス停の見直しの規定があるものの、「市長は、新設したバス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うものとする。・・・なお、本要綱改正前に設置されたバス停については、この限りではない。」とされ、既存のバス停についての見直しの規定がありません。

しかし、現在のゆうゆうバスのバス停には利用者数が非常に少ないものもあり、バス運転士が不足することにより運行本数の減少を余儀なくされている中、利用者数が少ないバス停を廃止し、より効率的な運行が求められているため、別紙案のとおり既存のバス停についても乗車数により存廃の審議対象とするものです。また、併せて、様式の必要な修正（第２号、第３号の「平成」を削除し、第4号で新設バス停以外も対象に修正）を行うものです。

3　今後の対応

今回の地域公共交通会議の資料や議事録を市ホームページに掲載するとともに、本議案の結果についてもホームページに別途記載します。

また、過去１年間以上のバス停毎の乗降者数はデータを取得しておりますので、そのデータを元に既存バス停の存廃について今後の地域公共交通会議で審議いただく予定です。

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱（改正案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（新設の申請）

第２条　熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望する者は、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

第３条　要望者は、原則としてバス停地域を含む自治会長とする。また、必要に応じて近隣自治会長との連名とすること及び熊谷市議会議員の紹介を受けることとする。

（審査）

第４条　市長は、前項の要望があった場合、次回の熊谷市地域公共交通会議で審査を行い、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書（様式第２号）又は熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書（様式第３号）により、代表者に通知するものとする。

（承認の基準）

第５条　熊谷市地域公共交通会議で審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を基準にすることとする。

⑴ 交通不便地域の解消に資するものであること。

⑵ 既存の路線バスと競合しないこと。

⑶ バス停１か所につき１日０．５人以上の利用が見込めること。

⑷ バスルートの大幅な延長、所要時間の増加、運行経費の増大につながらないこと。

⑸ バス停設置箇所は、通行、停車が可能でありかつ安全に乗降できる場所で、次に掲げる事項を満たしていること。

ア　原則、既存のバス停から３００メートル以上離れていること。

イ　道幅が４メートル以上あり、通行に支障がないこと。

ウ　交差点、横断歩道から５メートル以上離れていること。

エ　急勾配、急カーブでないこと。

オ　通り抜けができること、もしくは方向転換できる場所があること。

⑹ 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（バス停の設置）

第６条　市長は、バス停の新設を承認した場合には、次回のバスルート、時刻の見直しの際にこれを設置するものとする。

（バス停の見直し）

第７条　市長は、~~新設した~~バス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うことができるものとする。廃止を決定した場合には、熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書（様式第４号）により、代表者に通知するものとする。~~なお、本要綱施行前に設置されたバス停については、この限りではない。~~

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月２８日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

〇〇〇自治会会長　〇〇　〇〇　㊞
〇〇〇自治会会長　〇〇　〇〇　㊞

紹介議員　　〇〇　〇〇　㊞

下記のとおり、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望します。

記

１　要望箇所・バス停名称案
２　要望箇所周辺の状況
３　要望理由
４　利用目的（３つ以上）
５　利用促進に向けた方策
６　１日当たり利用者数の見込み
７　代表者の連絡先
　住所
　電話番号
　氏名（ふりがな）
８　添付書類
　要望箇所のわかる地図
　要望者名簿（２０名以上）

要望者名簿　（記名押印をすること）

住　所	氏　名	印

様式第２号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書

様

熊谷市長　　印

~~平成~~　　年　　月　　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、下記のとおり承認しますので通知します。

記

（１）〇〇地内に「〇〇」バス停を設置すること。
（２）設置予定日
（３）設置後１年間の乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、廃止を検討します。
（４）利用促進に向けた方策〇〇について、実施をお願いします。

様式第３号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書

様

熊谷市長　　印

~~平成~~　　年　　月　　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、不承認としますので通知します。

なお、不承認の理由は下記のとおりです。

記

１　不承認の理由

様式第４号（第７条関係）

熊公交発第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書

様

熊谷市長　　印

~~平成　　年　　月　　日付けで申請のありました~~〇〇の「〇〇」バス停については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、廃止としますので通知します。

記

1　廃止予定日

2　理由

乗車数の平均が１日０．５人未満であったため。

① 調査期間

② 乗車数の平均

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱の一部を改正する要綱案新旧対照表

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱（令和５年１１月２８日施行）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（バス停の見直し） 第７条　市長は、バス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うことができるものとする。廃止を決定した場合には、熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書（様式第４号）により、代表者に通知するものとする。	（バス停の見直し） 第７条　市長は、新設したバス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うものとする。廃止を決定した場合には、熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書（様式第４号）により、代表者に通知するものとする。なお、本要綱施行前に設置されたバス停については、この限りではない。

改　正　案	現　行
様式第２号（第４条関係） 熊公交収第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書 様 熊谷市長　　印 年　月　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、下記のとおり承認しますので通知します。 記 （１）○○地内に「○○」バス停を設置すること。 （２）設置予定日 （３）設置後１年間の乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、廃止を検討します。 （４）利用促進に向けた方策○○について、実施をお願いします。	様式第２号（第４条関係） 熊公交収第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書 様 熊谷市長　　印 平成　年　月　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、下記のとおり承認しますので通知します。 記 （１）○○地内に「○○」バス停を設置すること。 （２）設置予定日 （３）設置後１年間の乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、廃止を検討します。 （４）利用促進に向けた方策○○について、実施をお願いします。

改　正　案	現　行
様式第３号（第４条関係） 熊公交収第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書 様 熊谷市長　　印 年　月　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、不承認としますので通知します。 なお、不承認の理由は下記のとおりです。 記 １　不承認の理由	様式第３号（第４条関係） 熊公交収第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書 様 熊谷市長　　印 平成　年　月　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、不承認としますので通知します。 なお、不承認の理由は下記のとおりです。 記 １　不承認の理由

改　正　案	現　行
様式第４号（第７条関係） 熊公交発第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書 様 熊谷市長　　印 ○○の「○○」バス停については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、廃止としますので通知します。 記 １　廃止予定日 ２　理由 乗車数の平均が１日０．５人未満であったため。 ①　調査期間 ②　乗車数の平均	様式第４号（第７条関係） 熊公交発第　　号 年　月　日 熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書 様 熊谷市長　　印 平成　年　月　日付けで申請のありましたバス停については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、廃止としますので通知します。 記 １　廃止予定日 ２　理由 乗車数の平均が１日０．５人未満であったため。 ①　調査期間 ②　乗車数の平均

くまぴあ号大幡中学校北　ゆうゆうバスのバス停新設要望

１　経緯

令和５年８月１日、朝日自動車の太田駅・西小泉駅・妻沼～熊谷駅線ダイヤ改正（１０月１６日より減便）情報を元に、地元住民より代わりにゆうゆうバスを運行させてほしいとの要望あり。

令和５年９月４日付け、原島自治会長より要望書を受領する。

２　要望箇所



３　要望理由

高齢者の増加、公共交通機関が無い、路線バスの減便

４　目的

通院、通学、買い物

５　対応方針

令和５年９月２１日の朝日自動車ダイヤ改正情報にて、運行本数が一定量維持されるとの変更があったため、地元住民の交通目的はある程度達成されたものと考える。路線バスと同一か所にゆうゆうバス停留所を設けることは、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱第５条⑵既存の路線バスと競合しないことに抵触するため、本件については不承認としたい。

ほたる号、グライダーワゴンの試験運行結果と令和６年４月以降の運行について

１　試験運行概要

⑴ 試験運行期間（ほたる号、グライダーワゴン）

令和５年９月１日～令和５年１０月３１日

⑵ 試験運行概要

ア　ほたる号

（ア）ルート



（イ）ダイヤ

ほたる号　江南行政センター～籠原駅南口						
	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	江南行政センター	7:13	9:35	11:55	15:00	17:25
2	江南総合文化会館ピピア前	↓	9:36	11:56	15:01	17:26
3	千代東原	7:15	9:38	11:58	15:03	17:28
4	千代南方	7:17	9:39	11:59	15:04	17:29
5	駒形公園入口	7:19	9:41	12:01	15:06	17:31
6	上新田	7:21	9:43	12:03	15:08	17:33
7	押切橋南	7:24	9:45	12:05	15:10	17:35
8	林眼科前	7:27	9:47	12:07	15:12	17:37
9	三ケ尻坂久	7:28	9:48	12:08	15:13	17:38
10	観音山	7:29	9:49	12:09	15:14	17:39
11	三尻小学校入口	7:30	9:50	12:10	15:15	17:40
12	三尻中学校北	7:32	9:52	12:12	15:17	17:42
13	籠原駅南口	7:45	10:01	12:15	15:23	17:55

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	籠原駅南口	7:50	10:35	13:40	15:40	18:00
2	三尻中学校北	7:52	10:37	13:42	15:42	18:02
3	三尻小学校入口	7:54	10:39	13:44	15:44	18:04
4	観音山	7:55	10:40	13:45	15:45	18:05
5	三ケ尻坂久	7:56	10:41	13:46	15:46	18:06
6	林眼科前	7:57	10:42	13:47	15:47	18:07
7	押切橋南	8:00	10:44	13:49	15:49	18:09
8	上新田	8:02	10:46	13:51	15:51	18:11
9	駒形公園入口	8:04	10:48	13:53	15:53	18:13
10	千代南方	8:06	10:49	13:54	15:54	18:14
11	千代東原	8:08	10:50	13:55	15:55	18:15
12	江南総合文化会館ピピア前	8:09	10:51	13:56	15:56	18:16
13	江南行政センター	8:17	10:55	14:00	16:00	18:20

イ　グライダーワゴン

（ア）ルート



（イ）ダイヤ

妻沼行政センター～籠原駅北口						
	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	妻沼行政センター	6:40	9:36	12:39	15:42	18:45
2	妻沼西中学校前	6:41	9:37	12:40	15:43	18:46
3	五十石	6:43	9:39	12:42	15:45	18:48
4	男沼小学校前	6:44	9:40	12:43	15:46	18:49
5	出来島入口	6:45	9:41	12:44	15:47	18:50
6	間々田	6:46	9:42	12:45	15:48	18:51
7	あじさい寺(能護寺)	6:47	9:43	12:46	15:49	18:52
8	永井太田	6:48	9:44	12:47	15:50	18:53
9	太田郵便局	6:49	9:45	12:48	15:51	18:54
10	前新田	6:50	9:46	12:49	15:52	18:55
11	市ノ坪	6:52	9:48	12:51	15:54	18:57
12	備前橋南	6:54	9:50	12:53	15:56	18:59
13	八木田	6:59	9:55	12:58	16:01	19:04
14	道ヶ谷戸	7:01	9:57	13:00	16:03	19:06
15	飯塚	7:02	9:58	13:01	16:04	19:07
16	市ノ坪南	7:03	9:59	13:02	16:05	19:08
17	下増田	7:04	10:00	13:03	16:06	19:09
18	別府荘	7:09	10:05	13:08	16:11	19:14
19	別府沼公園	7:10	10:06	13:09	16:12	19:15
20	JA別府支店	7:11	10:07	13:10	16:13	19:16
21	安楽寺入口	7:12	10:08	13:11	16:14	19:17
22	別府中学校南	7:13	10:09	13:12	16:15	19:18
23	別府第2公園	7:15	10:11	13:14	16:17	19:20
24	別府一丁目	7:17	10:13	13:16	16:19	19:22
25	籠原駅北口	7:22	10:18	13:21	16:24	19:27

籠原駅北口～妻沼行政センター						
	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
1	籠原駅北口	7:37	10:33	13:36	16:39	19:42
2	別府一丁目	7:40	10:36	13:39	16:42	19:45
3	別府第2公園	7:42	10:38	13:41	16:44	19:47
4	別府中学校南	7:44	10:40	13:43	16:46	19:49
5	安楽寺入口	7:45	10:41	13:44	16:47	19:50
6	JA別府支店	7:45	10:41	13:44	16:47	19:50
7	別府沼公園	7:47	10:43	13:46	16:49	19:52
8	別府荘	7:49	10:45	13:48	16:51	19:54
9	下増田	7:53	10:49	13:52	16:55	19:58
10	市ノ坪南	7:55	10:51	13:54	16:57	20:00
11	飯塚	7:56	10:52	13:55	16:58	20:01
12	道ヶ谷戸	7:57	10:53	13:56	16:59	20:02
13	八木田	7:59	10:55	13:58	17:01	20:04
14	備前橋南	8:04	11:00	14:03	17:06	20:09
15	市ノ坪	8:06	11:02	14:05	17:08	20:11
16	前新田	8:07	11:03	14:06	17:09	20:12
17	太田郵便局	8:08	11:04	14:07	17:10	20:13
18	永井太田	8:09	11:05	14:08	17:11	20:14
19	あじさい寺(能護寺)	8:10	11:06	14:09	17:12	20:15
20	間々田	8:11	11:07	14:10	17:13	20:16
21	出来島入口	8:12	11:08	14:11	17:14	20:17
22	男沼小学校前	8:13	11:09	14:12	17:15	20:18
23	五十石	8:14	11:10	14:13	17:16	20:19
24	妻沼西中学校前	8:16	11:12	14:15	17:18	20:21
25	妻沼行政センター	8:21	11:17	14:20	17:23	20:26

⑶ 試験運行結果

ア　ほたる号

停留所名	９月 乗車数	１０月 乗車数	計	１日当たり
三ヶ尻坂久	２０人	３１人	５１人	０．８人
観音山	５３人	６７人	１２０人	１．７人
三尻小学校入口	３３人	３１人	６４人	１．０人
三尻中学校北	３８人	１４人	５２人	０．９人
合計	１４４人	１４３人	２８７人	４．７人

イ　グライダーワゴン

停留所名	９月 乗車数	１０月 乗車数	計	１日当たり
八木田	１７人	１８人	３５人	０．６人
道ケ谷戸	１２人	６人	１８人	０．３人
合計	２９人	２４人	５３人	０．９人

３　熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱第５条

熊谷市地域公共交通会議で審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を基準にすることとする。

⑴ 交通不便地域の解消に資するものであること。

⑵ 既存の路線バスと競合しないこと。

⑶ バス停１か所につき１日０．５人以上の利用が見込めること。

⑷ バスルートの大幅な延長、所要時間の増加、運行経費の増大につながらないこと。

⑸ バス停設置箇所は、通行、停車が可能でありかつ安全に乗降できる場所で、次に掲げる事項を満たしていること。

ア　原則、既存のバス停から３００メートル以上離れていること。

イ　道幅が４メートル以上あり、通行に支障がないこと。

ウ　交差点、横断歩道から５メートル以上離れていること。

エ　急勾配、急カーブでないこと。

オ　通り抜けができること、もしくは方向転換できる場所があること。

⑹ 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

４　その他適用

ほたる号の「三尻中学校北」については、本運行となった際には、「熊谷文化創造館西」に改める。（別添のとおり）

停留所の略図

【新設】

議案第６号

番　号		名　称	熊谷文化創造館西			警察署	熊谷署
位　置		A B	熊谷市拾六間３１７番１地先 熊谷市拾六間３１５番１地先		運行系統	ほたる号	
隣接停留所間の距離	(A)	（籠原駅南口）	1.08ｋｍ	（当停留所）	0.97ｋｍ	（三尻小学校入口）	
	(B)	（三尻小学校入口）	0.97ｋｍ		1.08ｋｍ	（籠原駅南口）	





ゆうゆうバス運行事業者選定プロポーザルの実施について

１　概要

・ゆうゆうバスとして現在運行中の「さくら号」、「グライダー号」、「ムサシトミヨ号」、「グライダーワゴン」、「ほたる号」、「直実号」の６台について、車両の老朽化により来年度に更新を予定する。
・現在運行中のバス事業者と協議した結果、上記の車両についてはそれぞれ以下のとおり予定している。
「さくら号」、「グライダー号」、「ムサシトミヨ号」、「グライダーワゴン」
⇒令和６年６月末まで契約延長。令和６年７月から新車両。
「ほたる号」、「直実号」
⇒令和６年９月末まで契約延長。令和６年１０月から新車両。
・いずれも同型の車両への更新を予定しており、車両の確保に時間がかかるため、１２月議会で補正予算の承認をいただければ、今年度中に運行事業者選定のプロポーザルを実施することを予定している。

２　事業者選定方法

⑴ 公募型プロポーザル方式を予定

①運行経費の赤字分と車両の減価償却費相当分を市が補助するため、安全かつ効率的な運行を依頼。

②利用者増に関する「民間ならではの御提案」をいただき、ゆうゆうバスの更なる利用増進を図る。

⑵ 参加資格

国土交通大臣から道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が確実であること。

⑶ 運行事業者の選定

ア　さくら号、ムサシトミヨ号

一部路線が重複するため一事業者とする。

イ　グライダー号、グライダーワゴン

一部路線が重複するため一事業者とする。

ウ　ほたる号、直実号

一事業者とする。直実号は運行距離が他と比較し短いため、現行と同様にさくら号の応援運行を行うものとする。

3　契約方法・期間

・従来と同様に運行事業者が購入

・車両の減価償却期間を加味して、５年契約を予定。

4　選定委員案

⑴ プロポーザルの開催

・運行ルートを考慮して選定委員を構成するため２回に分けて実施

・ほとんどの委員が重複するため同日に２回開催を予定

⑵ 共通

いずれのプロポーザルにおいても委員の構成は以下とする。

委員長	熊谷市総合政策部長
副委員長	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市総合政策部企画課長
委員	熊谷市環境部環境政策課長
委員	熊谷市産業振興部商業観光課長
委員	熊谷市都市整備部都市計画課長

⑶ さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号、グライダーワゴンの選定

委員のうち、熊谷市地域公共交通会議委員は以下とする。

（理由）運行路線が通る地域の地域代表を委員とする。

副委員長	熊谷商工会議所副会頭
委員	熊谷地域代表
委員	**妻沼地域代表**

⑷ ほたる号、直実号の選定

委員のうち、熊谷市地域公共交通会議委員は以下とする。

（理由）運行路線が通る地域の地域代表を委員とする。

副委員長	熊谷商工会議所副会頭
委員	熊谷地域代表
委員	**江南地域代表**

報告１

ゆうゆうバスの運行に関する意見について

１　経緯

令和５年10月１日からの改正道路運送法の施行に伴い、道路運送法第９条第５項により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ、ゆうゆうバスの運賃改定を含む運行について広く意見募集を行いました。

２　意見募集方法

ア　市HPでの意見募集（メルくまで意見募集を周知）

イ　市報11月号での意見募集

ウ　提出方法

住所、氏名、連絡先を明記の上、以下のいずれかの方法

・郵送
・ＦＡＸ
・持参
・Ｅメール
・電子申請

３　意見募集期間

令和５年10月23日から令和５年11月21日まで（30日間）

４　集計結果

３９名から４５個の御意見をいただきました。以下回答別分類です。

※電話、Eメール（記名無し）等提出方法の要件を満たさないものは今回の集計からは除外しました。

⑴ 運賃改定について

〇やむを得ない：７件
〇反対：２件
〇その他：６件

※その他内訳

・スマホバス回数券と紙の回数券を同額にしてほしい。
・学生・高齢者は100円、一般は200円。不足分は税金で補助すればよい。
・高齢者で一人暮らし又は非課税世帯は無料にしてほしい。80歳以上は無料でよいと思う。

・運賃改定を考える前に停留所で待っていても満車の場合停車せずに通過するのを改善してほしい。
・利用者の利便性向上のために便数の増加、効率的運営のために出来る代替案を市民に示した上で、値上げ等の提案をしてほしい。
・運賃が200円になるのは辛い。

⑵ サービス向上・改善要望（主な意見）

〇運行本数増（又は維持）：15人

※１時間に１本程度に増やしてほしいという意見が多くあった。
また１便当たりが長すぎるという意見も複数あった。

※下の停留所設置にもあるが、医療機関へのルートを維持してほしいという意見が複数あった。

〇停留所設置：11人

※停留所内訳

・医療機関、スーパーの前にバス停を設置してほしい（複数意見有）
・吹上駅にも停車してほしい（複数意見有）
・江波台の集会所あたりにバス停設置（武道館の前まで歩くのは距離がある）
・大幡中学校周辺も運行してほしい（昼間の時間に朝日自動車が停車しなくなったため通勤に不便）
・籠原駅発着のバスを聖天山経由にできないか
・太井・久下地区から大里の熊谷市立健康スポーツセンターへ乗換無しに行けるようにしてほしい

〇新たなモビリティの導入：５人

※新たなモビリティ内訳

・オンデマンド交通の導入を望む（複数意見有）
・乗合タクシーの導入

〇その他（様々な御意見をいただいているため人数の集計は省略）

※その他内訳（主なものを抜粋）

・隣接の市と提携しバスの相互乗入れ（複数意見有）
・データを元に分析して問題をあぶりだし最適な運用を考えてほしい。
・ゆうゆうバスに不足しているものを意見募集する必要がある。
・支払手段の増（Suica）
・ゆうゆうバスと路線バスを併せて見られるようなサービス
・（橋を運行する路線などの）遅延解消要望
・バス停へのベンチ設置（JA江南支店、熊谷駅

報告２

MaaS 基本計画策定業務委託について

１　経緯

・令和５年３月に策定した「熊谷市地域公共交通計画」において、基本理念として「「人や地域がつながるまち」を支える市民・来訪者の移動の基盤となる地域公共交通の実現」を掲げ、これを踏まえ、４つの基本方針を設定した。そのうちの一つでは「公共交通の利用促進、利便性向上のため、ＭａａＳの実現等を目指す」としており、基本方針に基づき実施する事業として、「ＡＩオンデマンド交通等新たなモビリティの導入検討」、「ＩＣＴ等の活用による利用促進」を計画した。

・高齢化の進展により移動の制限をされる方が増加する一方、バス運転士の不足によりコミュニティバスでもダイヤの減便の検討を行う必要が生じており、移動による支援の重要性が高まっている。

・こうした背景を踏まえ、令和５年６月30日に熊谷スマートシティ推進協議会の第１回ＭａａＳ※部会と熊谷市地域公共交通会議小委員会を開催し、今後の本市のＭａａＳへの取組について協議した。

・それらの会議の中で以下のような御意見をいただいた。

①ＭａａＳを推進するのはサービスの向上とこれにより既存の公共交通と共存共栄を図っていくことが目的となる。

②ＭａａＳは財政負担が大きいがいずれは財政負担も少なくなるよう取り組んでいく必要がある。

③ＭａａＳを進めるにはビッグデータの活用等、データの収集が必要。

④ＭａａＳのメインに何を置くかがポイント。ＭａａＳには大きく分けて４つの観点があると言われている。どのレベルで、どの領域でやるのか検討し、最終的にはモビリティを一つにできるとよい。

１　⑴ 観光
　　⑵ 市民の移動手段（エリア内移動円滑化）

２　⑴ エリア内の課題解決
　　⑵ エリア内の長所を伸ばす

※ＭａａＳ（マース：Mobility as a Service）・・・地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通などの移動サービスを組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

２　概要

１の経緯を踏まえ、ＭａａＳを推進するための基本計画を策定するための業務委託を予定する。

上述のとおり、ＭａａＳは範囲が広いものの、本市においては高齢化の進展による移

動支援ニーズが非常に高まっているため、地域公共交通計画の事業でも掲げたように「ＡＩオンデマンド交通等新たなモビリティの導入検討」を優先的に検討する。

なお、どのように導入することがより市民の利便性向上につながるか、既存の交通事業者との連携を視野に入れて検討するため、令和６年度に計画を策定し、令和７年度からの実証・実装を目指すことを予定している。

業者選定は、公募型プロポーザル方式を予定しており、選定委員は以下を予定する。

委員長	熊谷市地域公共交通会議委員
副委員長	熊谷市総合政策部企画課長
委員	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市地域公共交通会議委員
委員	熊谷市総合政策部デジタル推進課長
委員	熊谷市都市整備部都市計画課長

※熊谷市地域公共交通会議委員は、以下の４人を予定する。

熊谷商工会議所　後藤副会頭（委員長）

くまがや共同参画を進める会　栗原理事

立正大学地球環境科学部地理学科　山田准教授

埼玉県交通政策課　古川主査

ただし、上記のいずれも予算が議会で承認されることが条件となる。

報告３

熊谷市ゆうゆうバスのルート、バス停、時刻表等のデータの Google マップへの掲載について

令和５年９月７日にゆうゆうバスのルート、バス停、時刻表等のデータが Google マップへ反映されました。また、オープンデータとしての公開や経路検索サイトへの登録を働きかけています。

１　Google マップ掲載のメリット

・複数の公共交通での複合的な乗換案内

・より多くの利用者にアプローチ

・世界的なサービスとして提供

・リアルタイムの遅延情報も反映

２　ゆうゆうバスのオープンデータ化

・ゆうゆうバスの標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）をオープンデータとして公開しています。

①埼玉県オープンデータポータルサイト

②GTFSデータリポジトリ

３　経路検索サイト

・Google マップ以外にも経路検索できるサイトを増やすため働きかけています。

（参考）Google マップでの検索方法

①ウェブブラウザまたはウェブアプリでGoogle マップを開きます。

②ルートをクリックします。

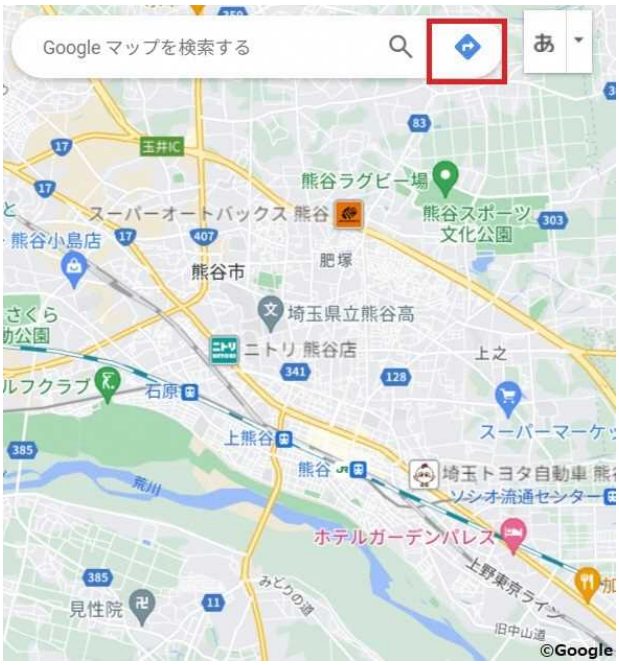

③移動手段バナーの公共交通を選択します。



④出発地や目的地を入力します。GPS機能を利用することにより出発地は現在地とすることもできます。

⑤「すぐに出発」の右の逆三角形をクリックすると、出発時刻等を設定してのルート検索もできます。

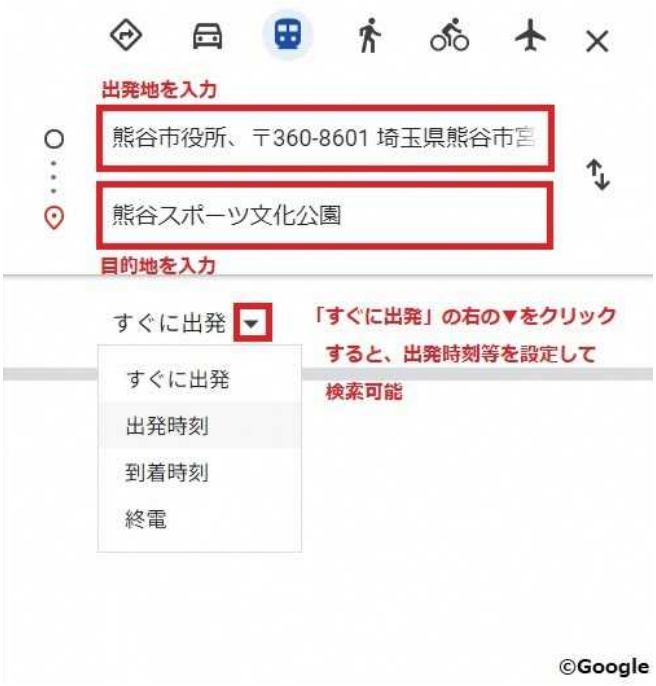

⑥乗換案内が表示されます。

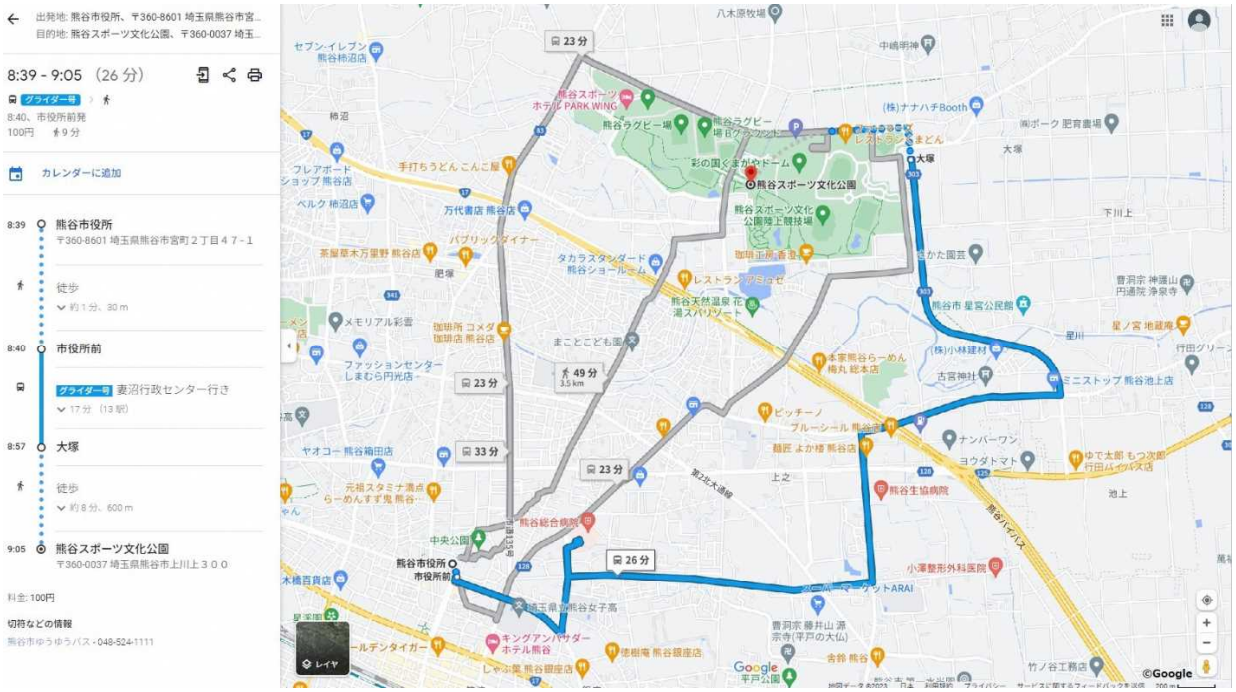

⑦交通事情を反映したリアルタイムの遅延情報も確認できます。

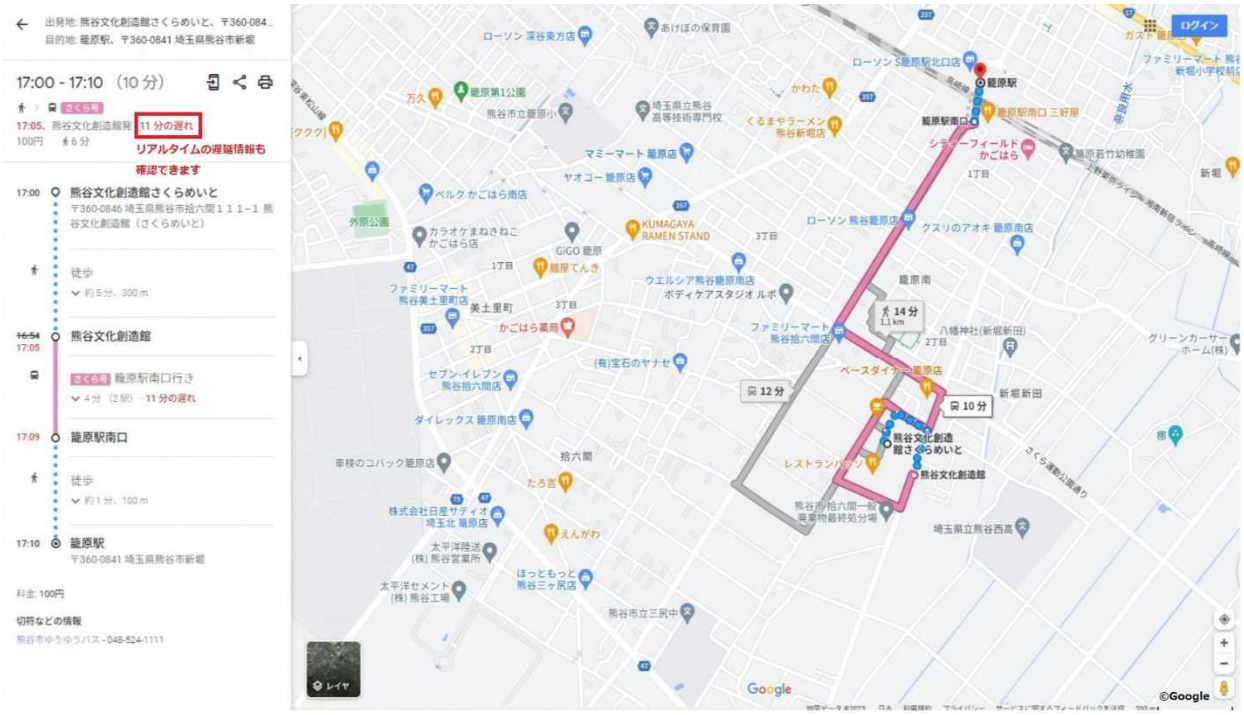

ほたる号のバス停名称変更（「丹羽クリニック前」→「万吉ポンプ場前」）

１　バス停位置図



２　変更案

丹羽クリニック前　⇒　万吉ポンプ場前

３　変更理由

丹羽クリニックは既に閉院しているため。変更案の名称は地元要望。

４　変更時期

令和６年４月１日から

さくら号、直実号（さくら号路線代替運行分）、ムサシトミヨ号のバス停名称変更（「南運動場」→「伊勢町ふれあい公園」）

１　バス停位置図



２　変更案

南運動場　⇒　伊勢町ふれあい公園

３　変更理由

平成２３年４月に南運動場を伊勢町ふれあい公園として転用を図り、一定の期間が経過し、名称も広く定着したと考えられるため。

４　変更時期

令和６年４月１日から

報告第６号関係

停留所の略図

【移設】

番　号		名　称	江南中学校東		警察署	熊谷署
位　置		旧	熊谷市江南中央二丁目9番地25地先		運行系統	**ほたる号**
		新	熊谷市江南中央9番地5地先			
隣接停留所間の距離	（成沢坂上）	0.42ｋｍ	（当停留所）	0.58ｋｍ	（江南行政センター）	



※現在の停留所の隣接空地に住宅建築の計画が立ったため。
適用時期：交通会議承認後、随時手続き

旧



新

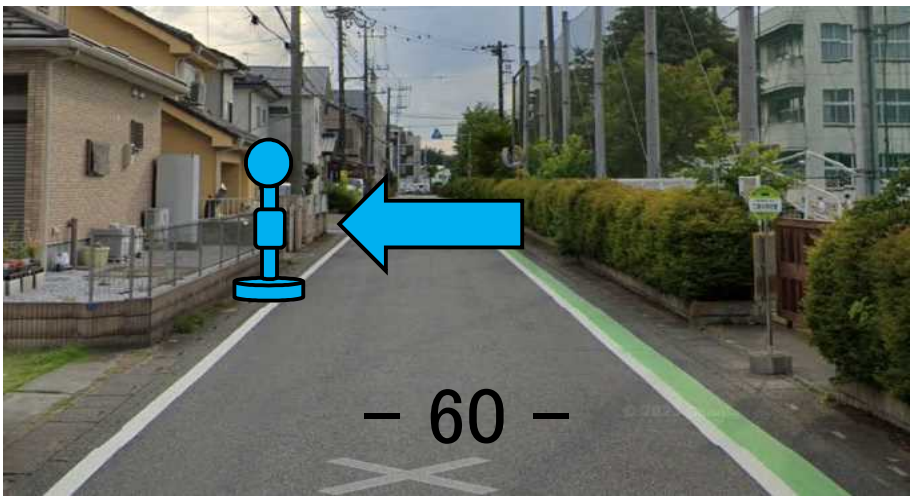

停留所の略図

【移設と運行路線変更】

番　号		名　称	久下公民館		警察署	熊谷署
位　置		旧	熊谷市久下１４３６番地１地先	運行系統	ムサシトミヨ号	
		新Ａ	熊谷市久下８０８番地１地先			
		新Ｂ	熊谷市久下７２０番地１地先			
隣接停留所間の距離	（下久下）	0.52ｋｍ	（当停留所）	0.47ｋｍ	（太井）	



※運行時間の短縮を図るもの　適用時期：令和６年４月１日
※停留所名称を「久下公民館入口」へ変更
（適用上は「久下公民館」廃止、「久下公民館入口」新設）

旧

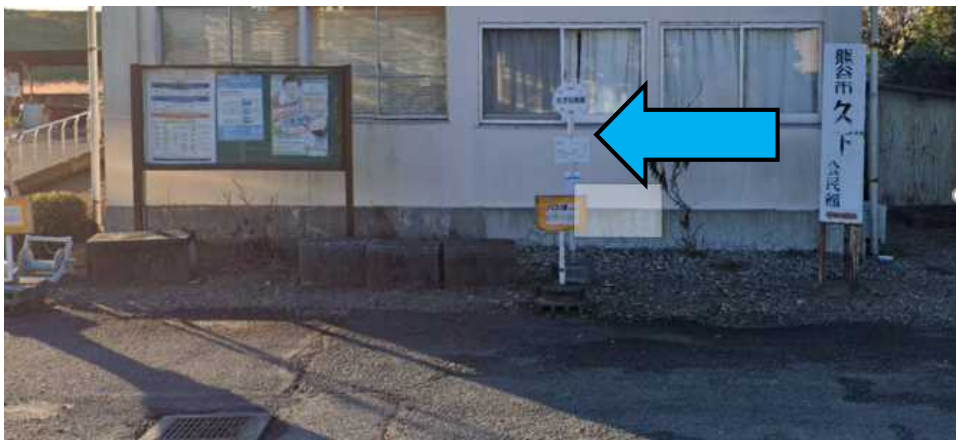

新



停留所の略図

【移設】

番　号		名　称	別府沼公園		警察署	熊谷署
位　置		旧 新	熊谷市西別府１４５３番地先 熊谷市西別府５９８番１地先	運行系統	グライダーワゴン	
隣接停留所 間の距離	（JR別府支店）	0.46ｋｍ	（当停留所）	0.22ｋｍ	（別府荘）	

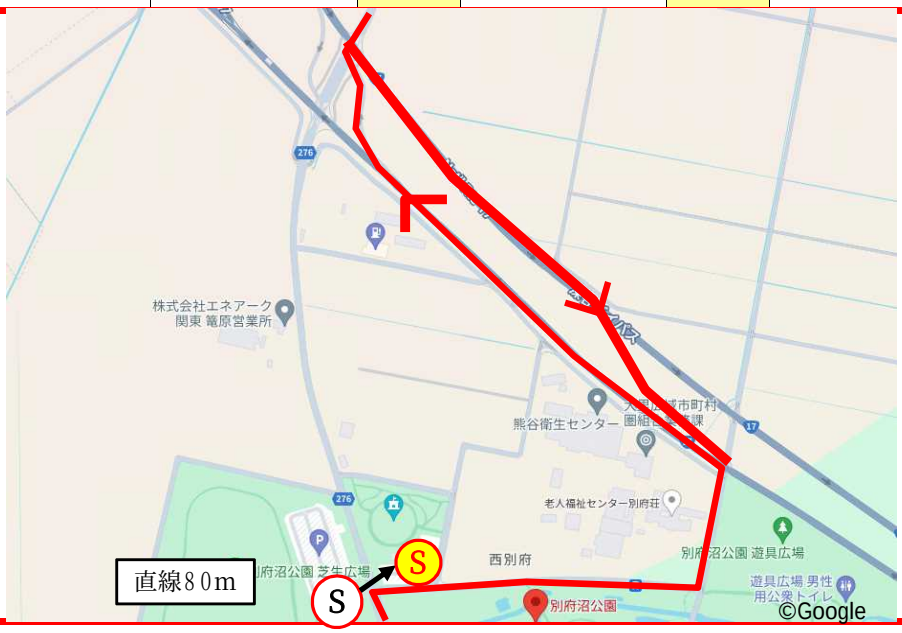

※夜間帯の乗客の確認のため　適用時期：令和６年４月１日

旧

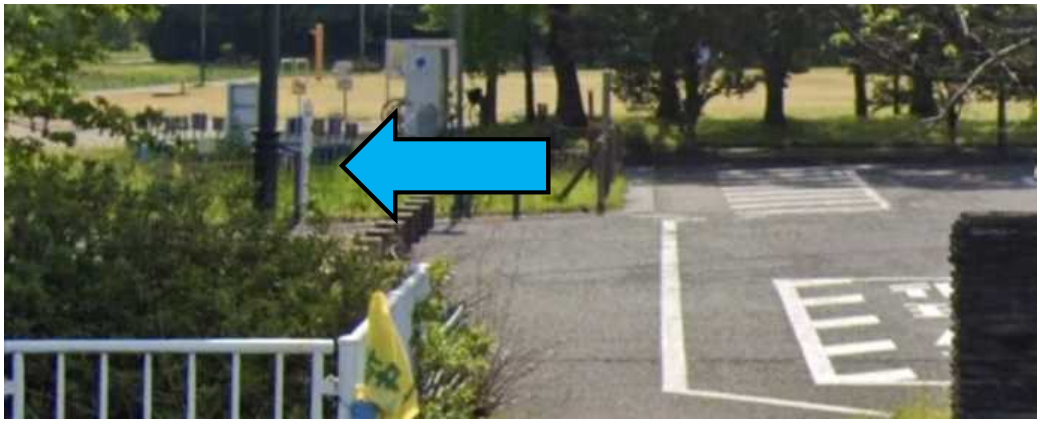

新

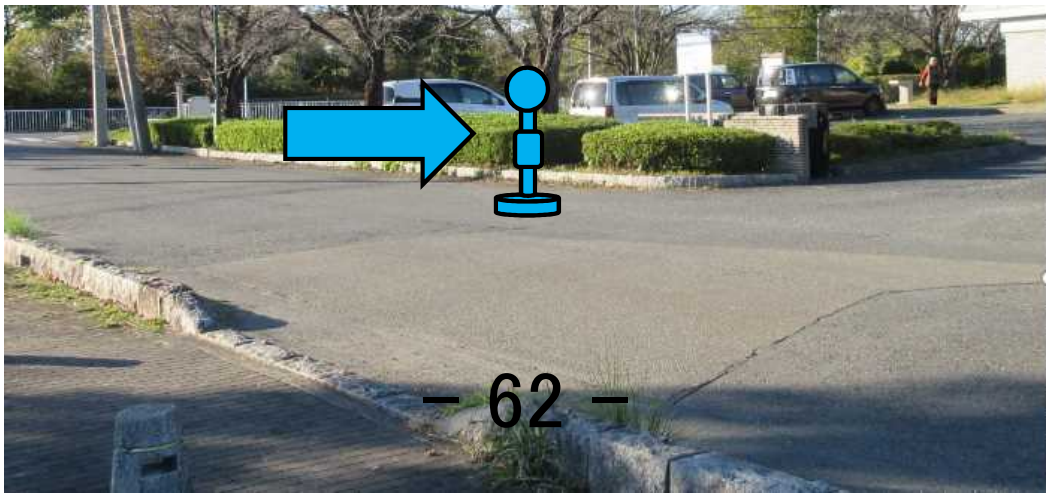

停留所の略図

【運行経路変更】

番　号		名　称			警察署	熊谷署
位　置		熊谷市西城「森谷」付近		運行系統	グライダー号 グライダーワゴン	
隣接停留所 間の距離	（森谷）	-	（当該箇所）	-	（西城就業改善センター入口）	

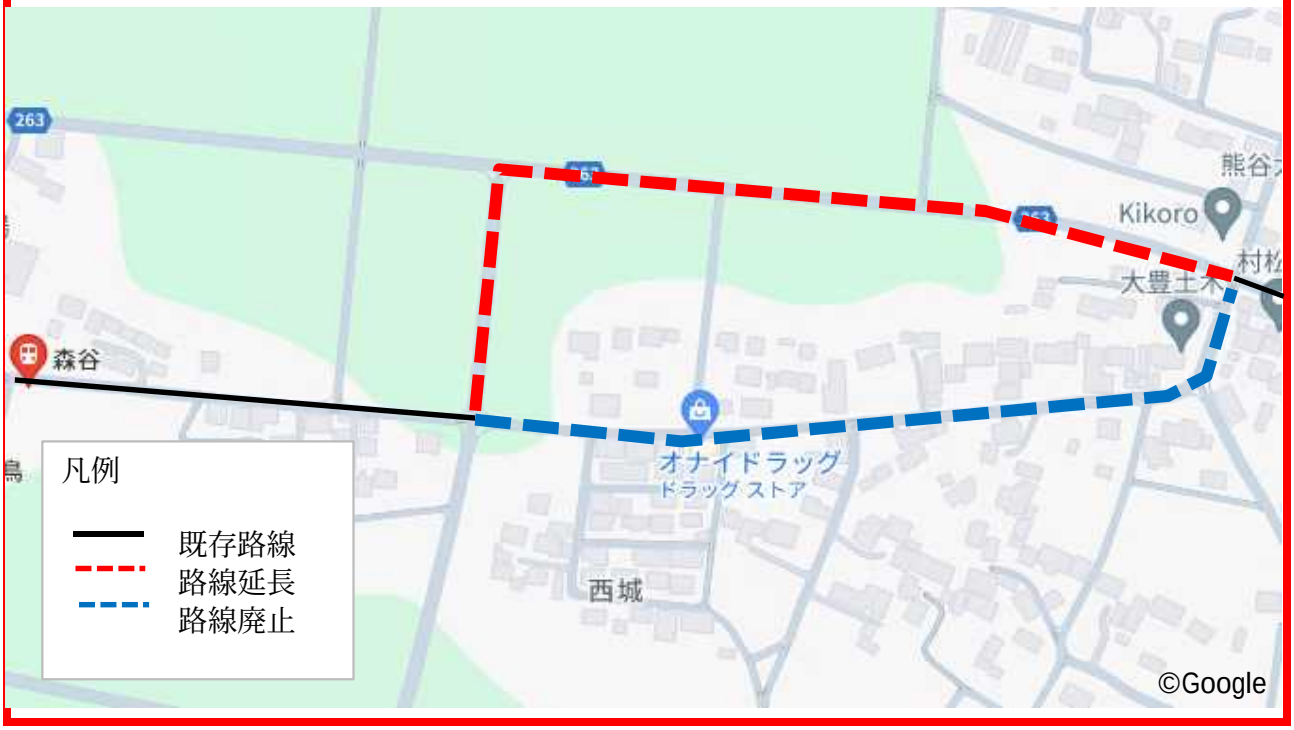

※沿線住民より、バス走行の騒音･振動への相談があり迂回するもの。　適用時期：令和６年４月１日

停留所の略図

【運行経路変更】

番　号		名　称			警察署	熊谷署
位　置		熊谷市「籠原駅」付近		運行系統	さくら号 直実号 （さくら号代替運行分）	
隣接停留所		-	（当該箇所）	-		
間の距離						

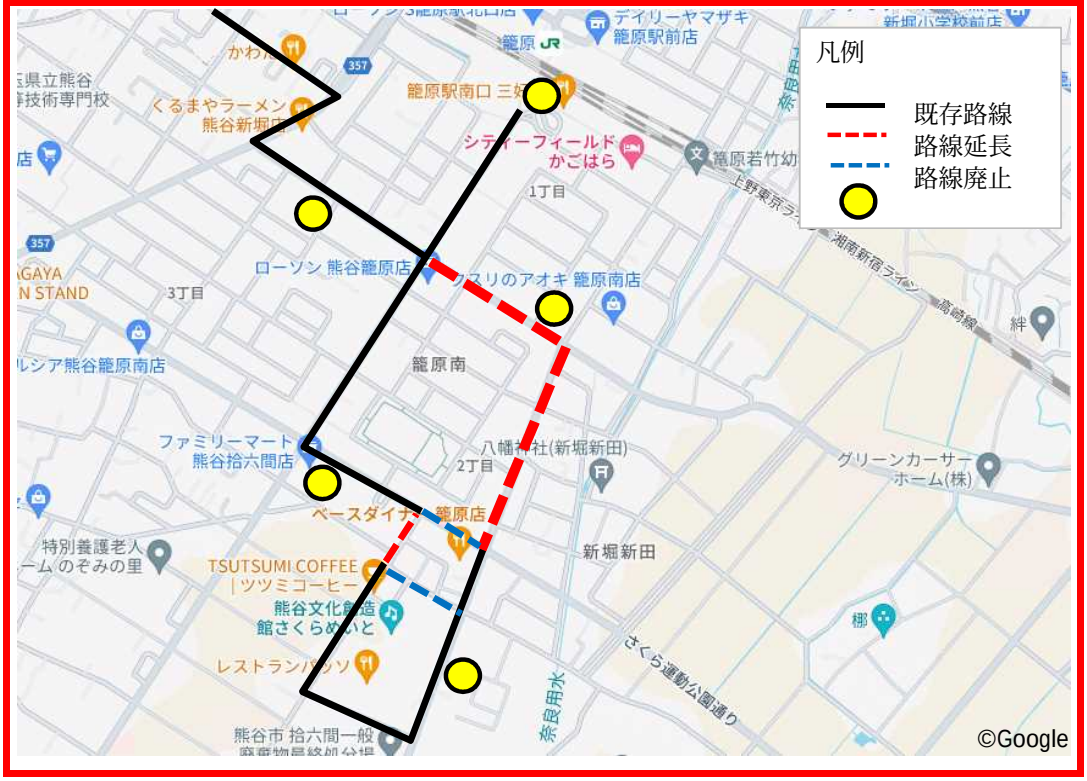

※熊谷文化創造館の順路を変更するもの。

変更前：籠原駅→拾六間北→熊谷文化創造館→拾六間北
→籠原駅→NTT前

変更後：籠原駅→保育ステーション前→熊谷文化創造館
→拾六間北→NTT前

適用時期：令和6年4月1日

来年度からのフィーダー補助金の申請・受入れについて

1　概要

現在、ゆうゆうバスの**ほたる号**の運行については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」による補助金の交付を受けています。

補助金の交付を受ける事業については、毎年度、法定協議会※において生活交通確保維持改善計画を策定し、国土交通省の認定を受けるとともに、事業が完了したときは、事業実施の確認、評価を行うこととされています。

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会のことを指し、熊谷市地域公共交通会議は道路運送法に基づき設置していましたが、平成２１年度に開催した第４回の会議において、国の地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むため、法の役割を加えていくこととして、「熊谷市地域公共交通会議設置要綱」を改正しており、法定協議会に位置付けられています。

2　制度改正（令和３年４月５日）の概要

真に公的負担による確保・維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施していくため、令和３年４月５日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正され、以下のように制度が変更されました。

	改正前	改正後
制度名	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下「フィーダー補助金」という。））	
補助対象事業者	**乗合バス事業者又は活性化法法定協議会**	**活性化法定協議会**
交付要件	生活交通確保維持改善計画の策定・認定	地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定
経過措置		**令和６年度予算に係る事業までの間は、従前の例によることができる。**

3　来年度からのフィーダー補助金の申請・受入れについて

⑴ 令和６年度予算までの事業期間分の申請・受入れについて

フィーダー補助金の事業期間は 10 月１日から９月 30 日までとなっており、令和６年度予算に係る事業期間は、令和５年 10 月１日から令和６年９月 30 日までの期間となります。

令和６年度予算に係る事業期間の計画については、令和５年５月 25 日に開催した第 36 回熊谷市地域公共交通会議において、議案第６号「生活交通確保維持改善計画（案）の策定について」により承認いただき、６月に申請済のものとなります。

また、令和６年度予算までの事業期間分の申請・受入れについては、従前の例によることができるとされているため、ほたる号の運行事業者様にお願いしています。

⑵ 来年度（令和７年度予算に係る事業期間分）からの申請・受入れについて

このため、次回令和６年６月に申請する令和６年 10 月１日から令和７年９月 30 日を事業期間とする令和７年度予算に係る事業期間から、**交付申請者が活性化法法定協議会**となり、補助金は**法定協議会の口座で受け入れる**こととなります。

交付申請書には、損益明細表、運行系統別輸送実績、運行回数・実車キロや、サービス提供時間の挙証資料等が必要となりますので、**来年度からの申請・受入れについては、以下のとおりとしたい**と考えています。

来年度（令和７年度予算に係る事業分）からの
フィーダー補助金の申請・受入れについて（案）

ほたる号運行事業者
↓申請
熊谷市地域公共交通会議
↓申請
関東運輸局
↓補助金交付
熊谷市地域公共交通会議
↓補助金交付
ほたる号運行事業者